
御宿町 公共施設等総合管理計画

(素案)

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 月改訂)

御宿町

目次

第1章	はじめに	1
第1節	策定の目的	1
第2節	関連計画等	2
第3節	計画の対象とする公共施設等の範囲	3
第4節	計画期間	3
第2章	本町の現状	4
第1節	人口の推移及び将来推計	4
第2節	財政	5
(1)	歳入の推移	5
(2)	歳出の推移	6
(3)	投資的経費（普通建設事業費）の推移	7
第3章	公共施設等の現状	8
第1節	公共施設（建物施設）の現状	8
(1)	施設保有状況	8
(2)	保有量の推移	9
(3)	利用状況	10
第2節	インフラ施設の現状	15
(1)	施設保有状況	15
(2)	利用状況	16
第3節	公共施設等に係る経費の見込み	17
(1)	公共施設（建物施設）の経費の見込み	17
(2)	インフラ施設の経費の見込み	28
(3)	公共施設（建物施設）・インフラ施設の経費の見込み	33
(4)	長寿命化対策等の効果	34
第4節	有形固定資産減価償却率の推移	35
第5節	過去に行った対策の実績	36
第4章	現状や課題に対する基本認識	37
第1節	公共施設の老朽化への対応	37
第2節	人口減少への対応	37
第3節	財源の確保	37
第4節	社会情勢等への対応	37

第5章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	39
第1節 全体目標	39
(1) 数値目標について	39
(2) 選択と集中により町民の福祉と利便性の維持・向上をめざす	39
(3) 長寿命化による更新費用の縮減	39
(4) 人口減少に応じた施設整備	40
第2節 維持管理の実施方針	41
(1) 点検・診断等の適正な実施	41
(2) 維持管理・修繕・更新等の適正な実施	41
(3) 安全の確保	41
(4) 長寿命化・予防保全型維持管理の推進	42
(5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	42
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	43
(7) 脱炭素化の推進方針	43
(8) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用	43
(9) 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針	43
(10) 広域連携	43
第6章 施設類型ごとの基本方針	44
第1節 公共施設（建物施設）	44
(1) 庁舎等	44
(2) 学校教育系施設	44
(3) 町民文化系施設	44
(4) 社会教育系施設	45
(5) スポーツ・レクリエーション系施設	45
(6) 子育て支援施設	46
(7) 保健・福祉施設	46
(8) 公営住宅	46
(9) 供給処理施設	46
(10) その他行政系施設	47
(11) 公衆トイレ	47
(12) 観光案内所	47
(13) その他施設	47
第2節 インフラ施設	48
(1) 道路	48
(2) 橋りょう	48
(3) 上水道	48
(4) 漁港	48

(5) トンネル	49
(6) 公園	49
(7) 河川	49
(8) 海岸保全施設.....	49
第7章 計画推進に向けた取組	50
第1節 フォローアップの推進方針.....	50
第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供.....	50
資料編	51
1 施設類型ごとの主要な公共施設(建物施設) 一覧	51
① 庁舎等	51
② 学校教育系施設.....	51
③ 町民文化系施設.....	51
④ 社会教育系施設.....	52
⑤ スポーツ・レクリエーション系施設	52
⑥ 子育て支援施設.....	52
⑦ 保健・福祉施設.....	52
⑧ 公営住宅.....	53
⑨ 供給処理施設	53
⑩ その他行政系施設	53
⑪ 公衆トイレ	54
⑫ 観光案内所	54
⑬ その他施設	54
2 インフラ施設	55
① 道路.....	55
② 橋りょう	55
③ 上水道	56
④ 漁港.....	56
⑤ トンネル.....	57
⑥ 公園	57
⑦ 河川.....	57
⑧ 海岸保全施設.....	58

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館などの公共施設、並びに道路、橋、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれます。

一方、総人口減少時代、超少子高齢化の時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなることが予測されるため、住民が真に必要な施設を無理なく長期的に更新・運営していくことが重要です。

これらの背景から、総務省においても、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を発出し、公共施設等の総合管理計画の策定と運用を市町村に求めるとともに、公共施設等の除却に関する地方債の特例措置（75%充当）など、新たな財政措置を行ったところです。

このため、御宿町においても、保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の適正かつ効率的な運営を図るため、「御宿町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

そして、今般、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について（平成30年2月、令和4年4月）総務省」等により、計画の改訂が要請されたのを受け、また策定済み個別施設計画（長寿命化計画）の内容を踏まえた見直しが求められていることから、総合管理計画を改訂するものです。

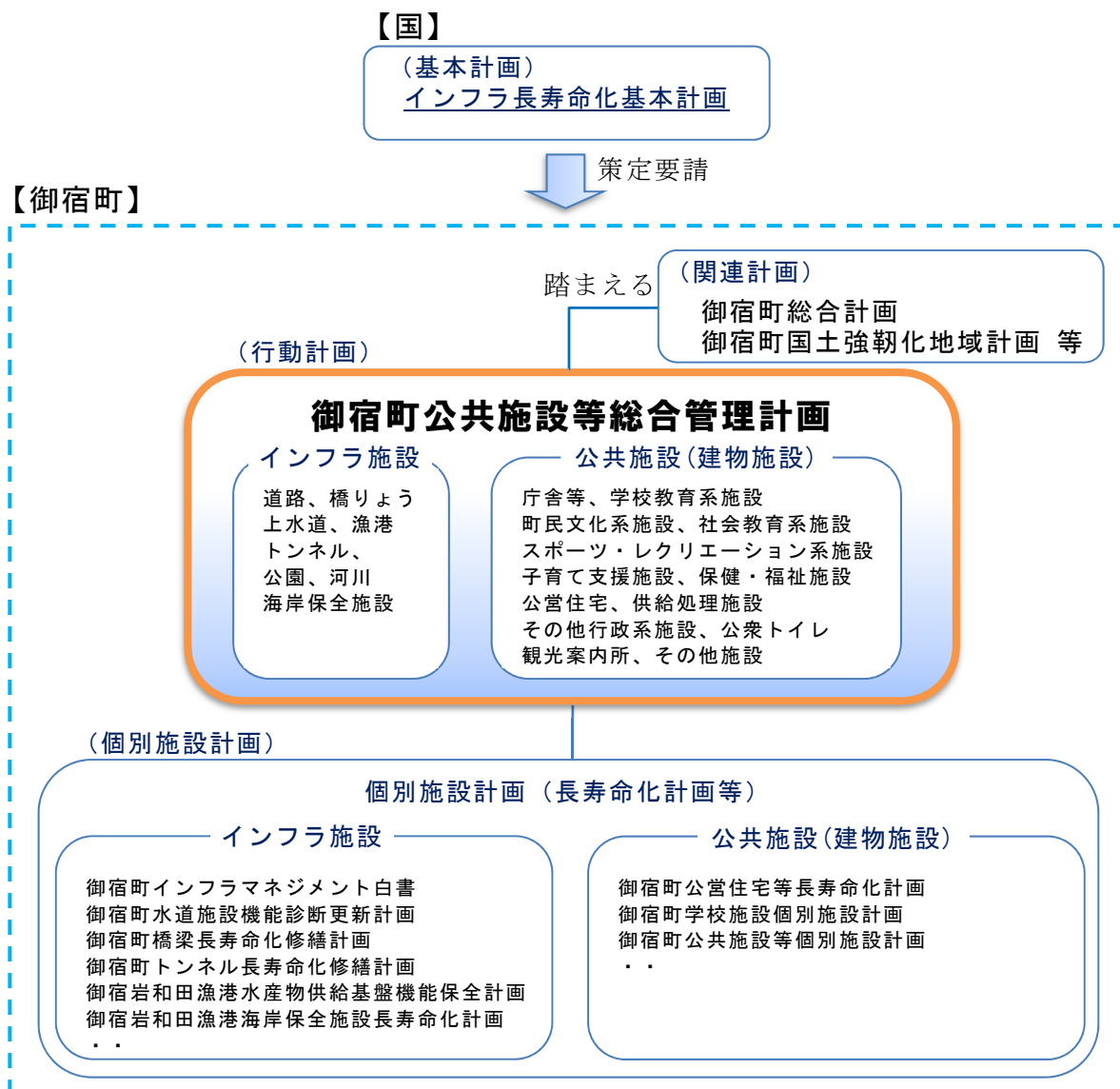
第2節 関連計画等

国において、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（総合管理計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされ、千葉県内市町村においてもこれらの状況を踏まえ計画策定に取り組んでいます。

総合管理計画は、上位計画である「御宿町総合計画」、「御宿町国土強靱化地域計画」等を踏まえ、施設の老朽化等に伴う更新・維持管理費用の増大や人口減少等による公共施設の利用需要の低下、住民ニーズの変化などの課題に対応した公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針等を定めるものであり、公共施設等の個別施設計画（長寿命化計画）を策定するための指針となるものです。

分野横断的な検討を行うことで、トータルマネジメントを進め、財政負担の軽減・平準化をめざします。

“公共施設等総合管理計画”の位置づけ



第3節 計画の対象とする公共施設等の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設（建物施設）のほか、インフラ施設として、道路、橋りょう、上水道、漁港、トンネル、公園、河川、海岸保全施設とします。

なお、町営住宅岩和田団地は本年度に解体することから、本計画の対象外とします。

第4節 計画期間

本計画は平成28年度に策定し、計画期間を平成29年度から令和18年度までの20年間としています。

今回の改訂に伴い、計画期間を令和4年度からとしますが、最終年度は変更せずに、令和18年度までの15年間とします。

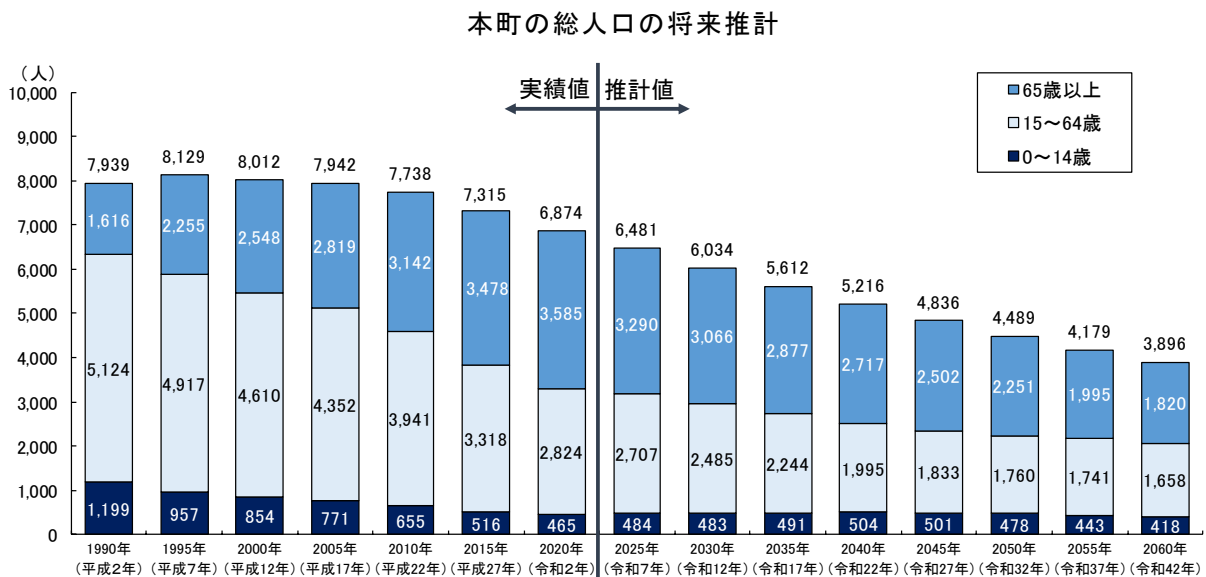
なお、将来の施設更新費用の推計は、計画改訂年度から40年間を推計期間とし（令和4～43年度）、長期的な見込みを展望します。

第2章 本町の現状

第1節 人口の推移及び将来推計

国勢調査による本町の人口は、令和2年10月1日現在6,874人となっています。御宿町人口ビジョンでは、今後も人口減少が続くと予想されており、本計画の目標年の前年にあたる令和17年で5,612人、令和42年では3,896人になることが推計されています。この値は、令和2年を基準とすると、令和17年で人口は18.4%減少し、令和42年では43.3%減少すると予測されています。

人口構成別では、令和2年を基準とすると、令和17年は、生産年齢人口（15～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）はともに20%程度減少し、年少人口（0～14歳）は微増（5.6%の増加）すると見込まれ、また、令和42年では、各人口構成とも減少しており、年少人口（0～14歳）で10.1%の減少、生産年齢人口（15～64歳）で41.3%の減少、高齢者人口（65歳以上）では49.2%の減少が見込まれます。



※ 平成27（2015）年の人口7,315人は年齢不詳3人を含む。

推計値資料：御宿町人口ビジョン

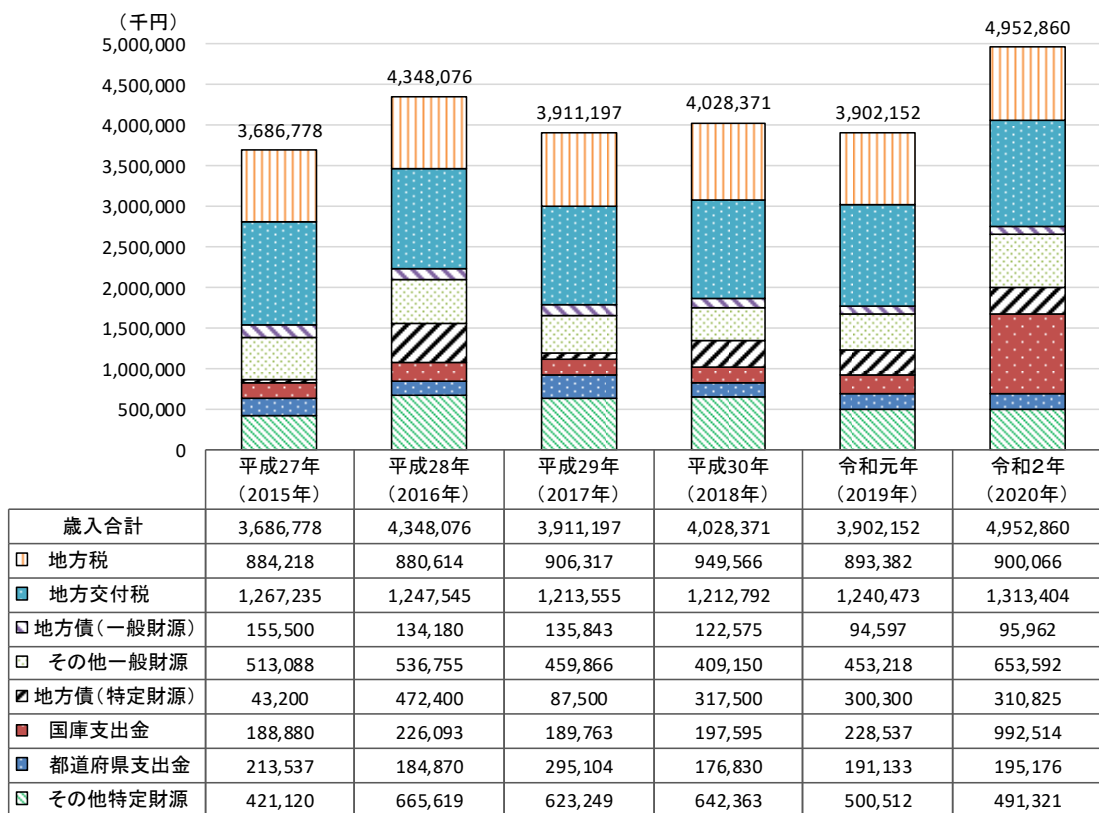
第2節 財政

(1) 歳入の推移

本町の普通会計における歳入の財政規模をみると、37億円から50億円近くの規模となっており、令和2年度を除きほぼ横ばいで推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対策費として国庫支出金の額が令和元年度と比較して7.6億円増加しています。

また、歳入の基盤となる地方税の、歳入全体に占める割合は18%～24%程度となっています。

普通会計における歳入の推移

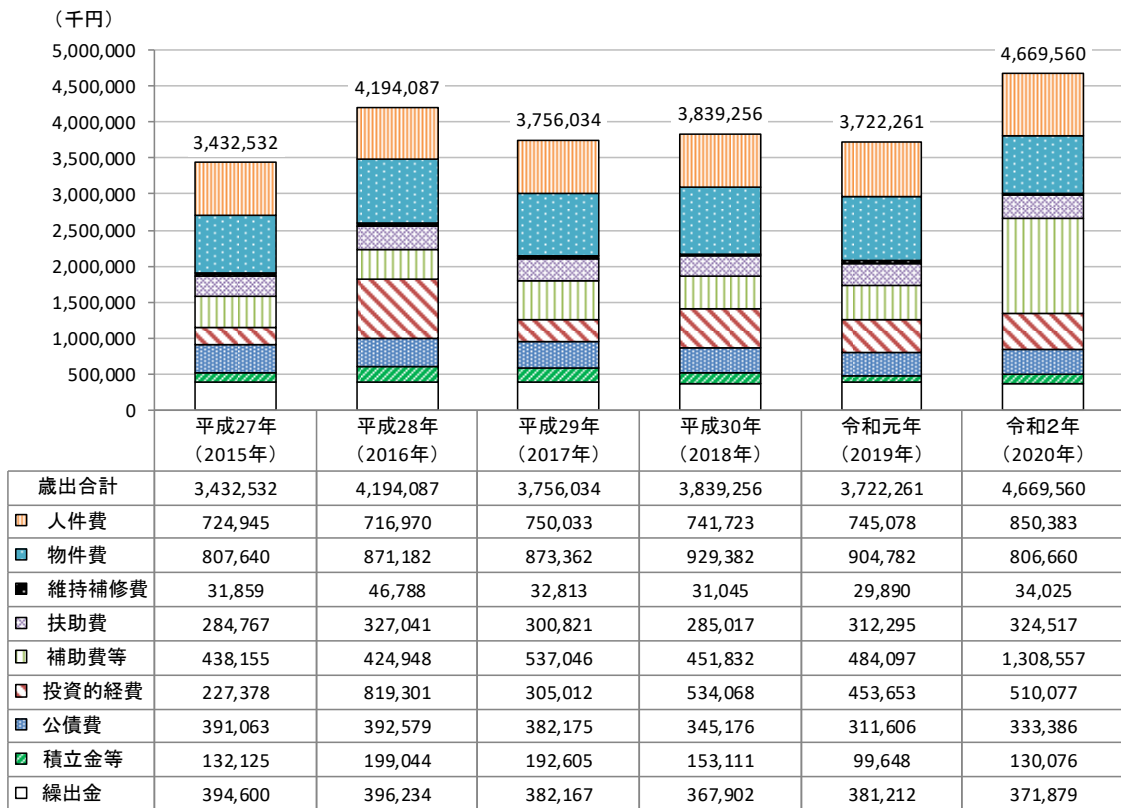


(2) 歳出の推移

普通会計における歳出を性質別にみると、扶助費については年度によりばらつきがありますが、平成30年度以降は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進むことから、扶助費については増加していくと考えられます。

維持補修費については、ほぼ横ばいで推移していますが、今後公共施設等が老朽化していくにつれてさらに増加していくと考えられ、公共施設等の維持管理を含む経費の一層の削減に努める必要があります。

普通会計における歳出の推移



(3) 投資的経費（普通建設事業費）の推移

本町の直近5年間の投資的経費（普通建設事業費）^{※1}は、年平均に換算すると6.3億円であり、そのうち公共施設（建物施設）は4.3億円、インフラ施設は2.0億円となっています。

推移では、平成28年度の10.5億円から、平成29年度は半分以下の4.7億円まで減少し、平成30年度以降は5.3～5.6億円程度とほぼ横ばいで推移しています。

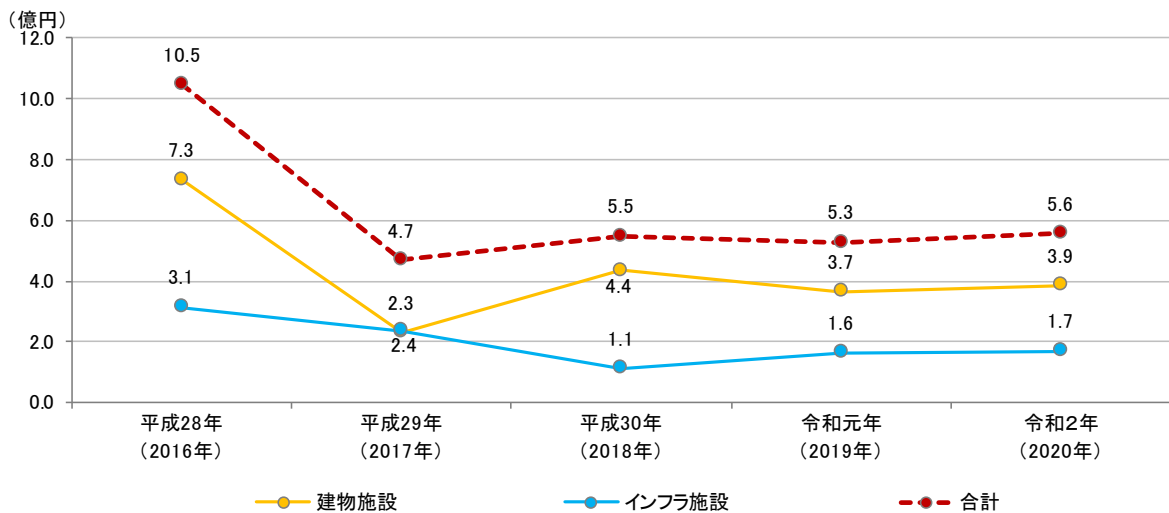
^{※1} 公営事業会計を含み、かつ、対象施設の普通建設事業費のみ計上のため、6ページの投資的経費とは一致しない。

直近5年間の投資的経費（普通建設事業費）の推移

単位：千円

区分	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	年平均	
公共施設 (建物施設)	733,283	230,265	435,919	365,346	385,353	430,033	
インフラ施設	道路 橋りょう トンネル 公園 海岸保全施設	60,362	54,865	66,099	80,134	108,995	74,091
	上水道	252,943	152,284	34,094	77,614	55,059	114,399
	河川	494	9,644	11,998	2,746	6,127	6,202
	漁港	1,004	20,360	556	2,750	0	4,934
計(インフラ)	314,803	237,153	112,747	163,244	170,181	199,626	
合計(建物+インフラ)	1,048,086	467,418	548,666	528,590	555,534	629,659	

直近5年間の投資的経費（普通建設事業費）の推移



※ 四捨五入による端数処理の関係上、建物施設とインフラ施設の計と合計とが一致しない場合がある。

第3章 公共施設等の現状

第1節 公共施設（建物施設）の現状

（1）施設保有状況

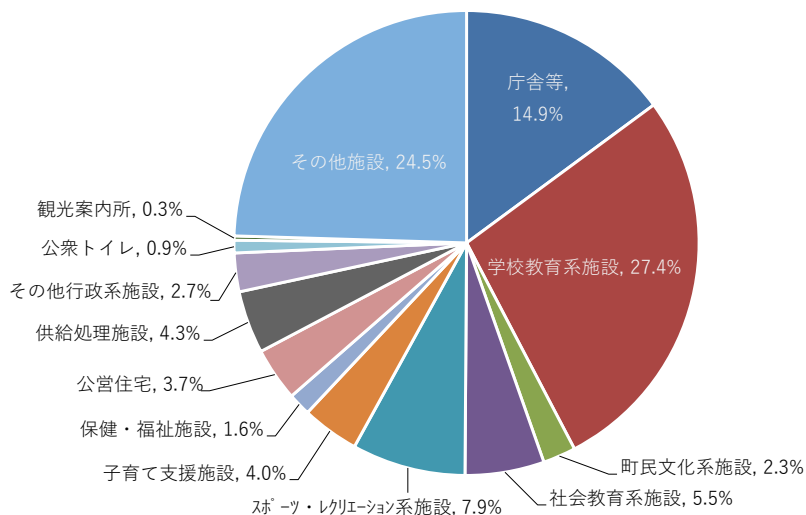
本町の公共施設（建物施設）を総延床面積で見ると、約4.2万㎡のうち、学校教育系施設が27.4%を占め最も多く、次いでその他施設の24.5%、庁舎等の14.9%、スポーツ・レクリエーション系施設の7.9%の順となっています。

このうち、その他施設には用途廃止または用途変更している旧学校施設（旧岩和田小学校）等が含まれています。

公共施設（建物施設）の総延床面積約4.2万㎡を、本町の令和2年10月1日現在での国勢調査人口である6,874人で除した、人口1人当たり面積は6.1㎡となっています。

公共施設の施設類型ごとの総延床面積（令和4年3月31日現在）

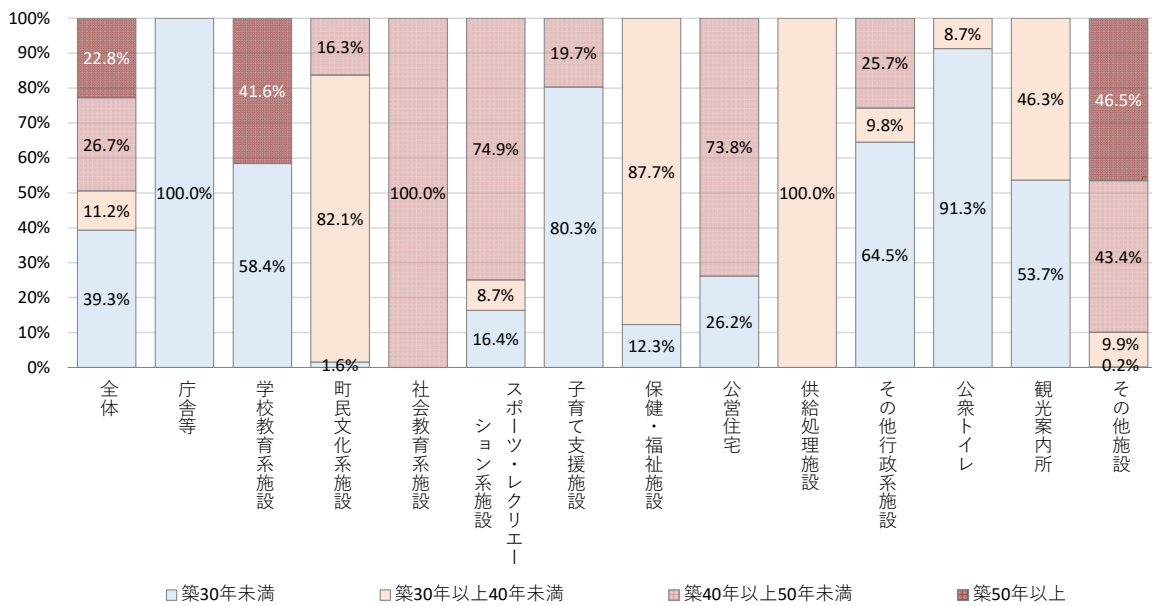
施設類型	施設数	主な施設	延床面積 (㎡)	構成比
庁舎等	1	本庁舎	6,190.22	14.9%
学校教育系施設	2	御宿小学校、御宿中学校	11,407.52	27.4%
町民文化系施設	2	月の沙漠記念館、実谷区民館	946.45	2.3%
社会教育系施設	2	御宿町公民館、歴史民俗資料館	2,313.00	5.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	7	町営プール(御宿町営ウォーターパーク) B&G海洋センター、御宿台テニス場など	3,288.46	7.9%
子育て支援施設	2	おんじゅく認定こども園、御宿町児童館	1,656.26	4.0%
保健・福祉施設	1	御宿町地域福祉センター	657.20	1.6%
公営住宅	2	矢田団地、富士浦団地	1,548.75	3.7%
供給処理施設	2	塵芥処理場、堺川排水処理施設	1,810.90	4.3%
その他行政系施設	10	消防センター、消防団詰所など	1,121.91	2.7%
公衆トイレ	6	月の沙漠公園公衆トイレ、メキシコ記念公園 公衆トイレ、岩和田公衆トイレなど	366.00	0.9%
観光案内所	2	御宿町駅前観光案内所、岩和田観光案内所	149.00	0.3%
その他施設	9	旧御宿高校、旧岩和田小学校など	10,192.57	24.5%
合計	48		41,648.24	100.0%



公共施設について、延床面積の建築年度区分ごとの構成比をみると、築40年未満の建物が50.5%、築40年以上の建物が49.5%となり、特に築50年以上の建物は22.8%を占めるなど老朽化が進んでいます。

施設類型別では、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅、その他施設は、築40年以上の建物が7割以上の面積を占めており、これらの施設類型は特に老朽化が進んでいます。

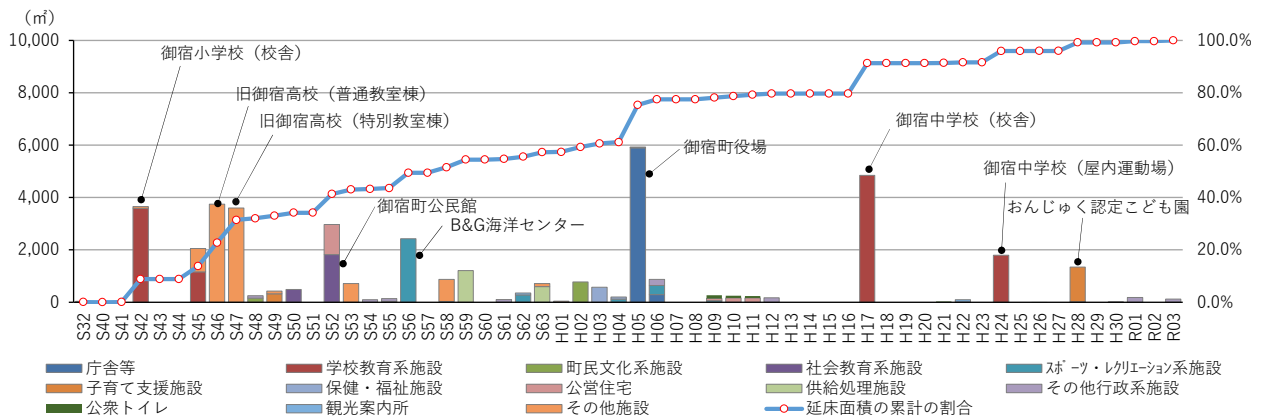
公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比



(2) 保有量の推移

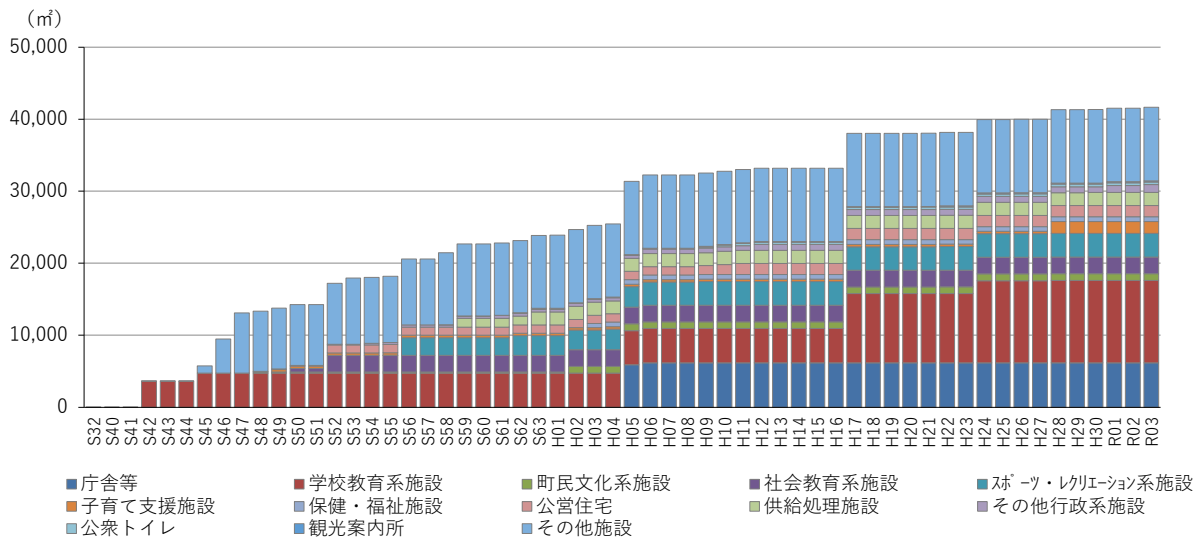
現状の公共施設は、昭和30年代前半から新設や更新等の整備が始まり、平成5年度には役場庁舎の更新を行い、平成17年度以降には老朽化した御宿中学校の更新や保育所の再編等を行ってきました。

公共施設の建設年別整備状況



※ 旧御宿高校は平成24年度に県より購入した建物である。その他に民間等から譲渡を受けたものもあり、その場合も建築年度で示している。

公共施設の年度別延床面積の累計状況



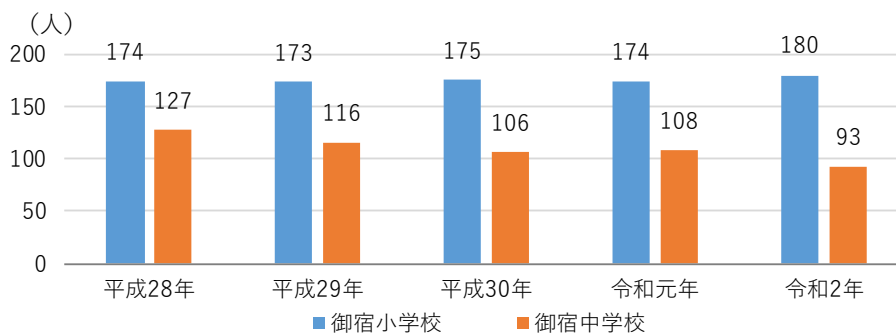
(3) 利用状況

施設類型ごとの利用状況は、以下のとおりです。

1) 学校教育系施設

御宿小学校の児童数は微増傾向にある一方で、御宿中学校の生徒数は減少傾向を示しています。

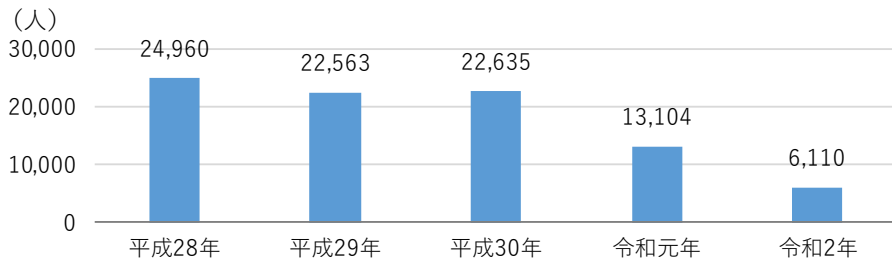
児童数・生徒数の推移



2) 町民文化系施設

月の沙漠記念館の利用者数は減少傾向を示しており、特に令和元年度は前年度に比べ約4割減少しました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は6千人程度となっています。

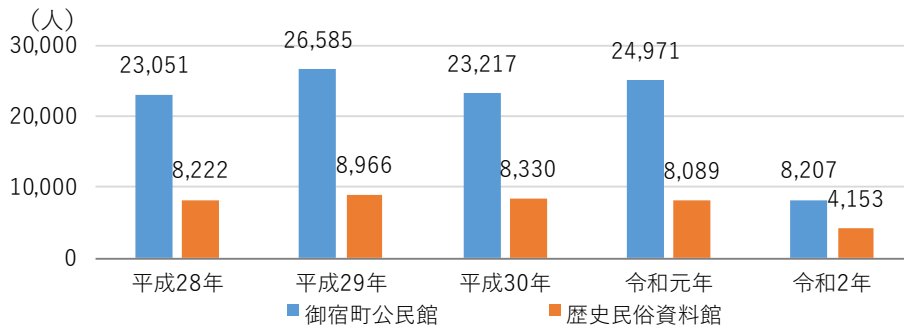
月の沙漠記念館の利用者数の推移



3) 社会教育系施設

御宿町公民館の利用者数は年間 2.3～2.7 万人程度あり、漸次増加傾向を示している一方で、歴史民俗資料館は 0.8～0.9 万人程度と少なくほぼ横ばいで推移しています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は、御宿町公民館で通常の 1/3 程度、歴史民俗資料館では 1/2 程度まで減少しました。

御宿町公民館及び歴史民俗資料館の利用者数の推移

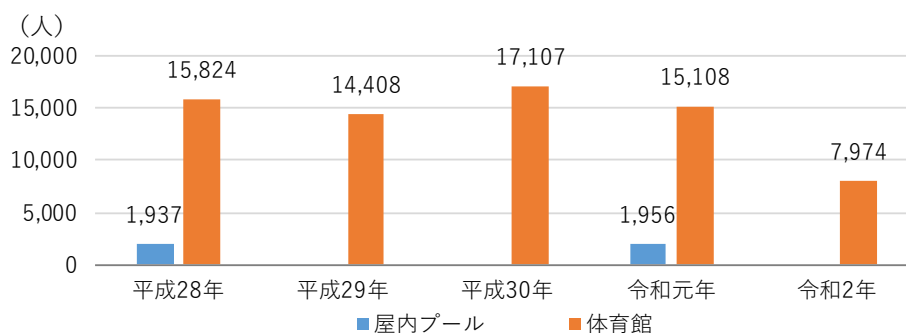


4) スポーツ・レクリエーション系施設

体育館の利用者数は年間 1.4～1.7 万人程度あり、ほぼ横ばいで推移しています。屋内プールの利用者数は年間 2 千人程度であり、これは町営プール（御宿町営ウォーターパーク）利用者の約 1 割程度にとどまります。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館の利用者は通常の約 1/2 程度まで減少しました。

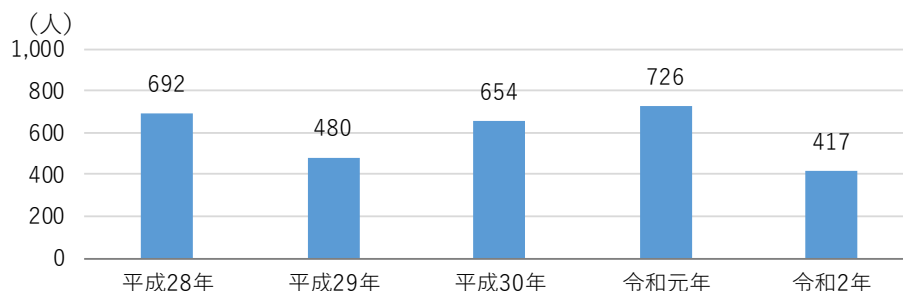
B&G 海洋センターの利用者数の推移



※ 屋内プールの平成 29～平成 30 年度、令和 2 年度は休止等によりデータがない。

町営弓道場の利用者数は年間 417～726 人の利用があり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて一旦減少するものの、平成 29 年度以降は増加傾向にありましたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ約 4 割減少しました。

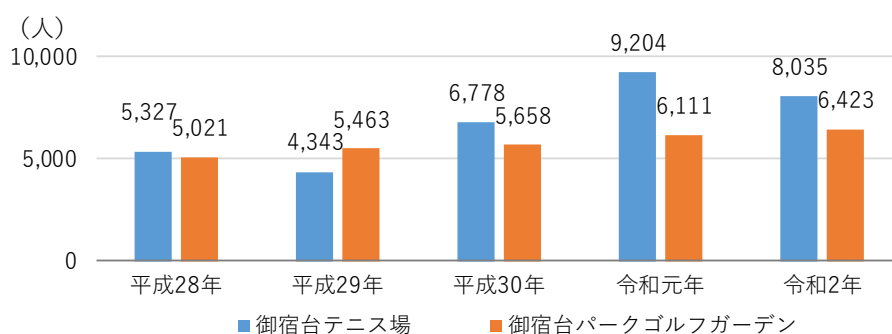
町営弓道場の利用者数の推移



御宿台テニスコートの利用者数は、平成 29 年度の約 4.3 千人以降は大幅な増加を示していましたが、令和 2 年度は約 8 千人と前年度に比べ 1 割程度減少しました。

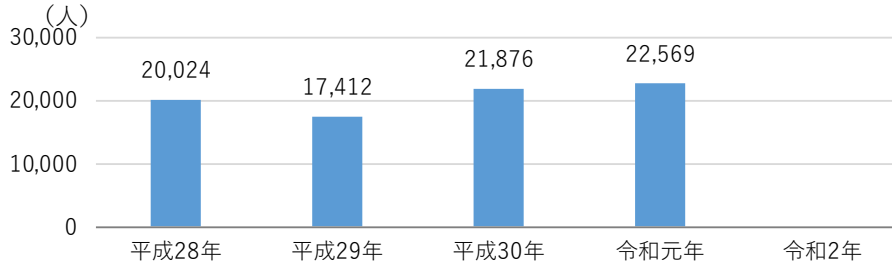
御宿台パークゴルフガーデンも同様に利用者は増加傾向にあり、御宿台テニスコートほどの大幅な増加ではないものの、平成 28 年度の約 5 千人から令和 2 年度の約 6.4 千人まで一貫して増加を示しています。

御宿台テニスコート及び御宿台パークゴルフガーデンの利用者数の推移



町営プール（御宿町営ウォーターパーク）の利用者数は年間 1.7～2.3 万人と非常に多く、平成 29 年度以降は増加傾向を示しています。

町営プール（御宿町営ウォーターパーク）の利用者数の推移

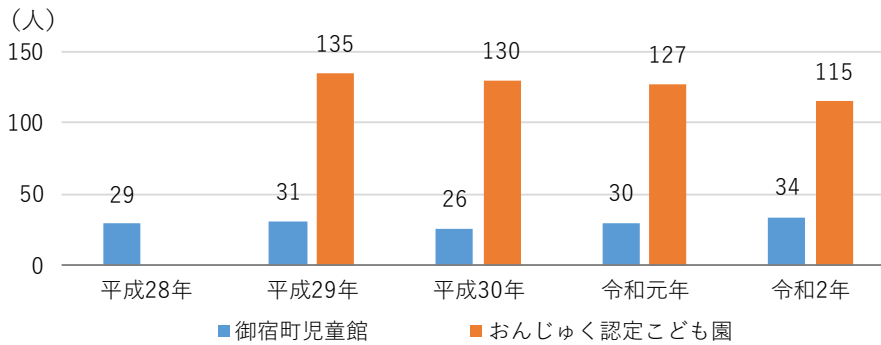


※ 令和 2 年度は休止によりデータがない。

5) 子育て支援施設

御宿町児童館の在籍者数は 26～34 人程度であり、平成 30 年度以降増加傾向を示しています。一方、おんじゅく認定こども園は年々減少傾向を示しており、平成 29 年度の開園時に 135 人いた在籍者は、令和 2 年度では 115 人まで減少しました。

御宿町児童館及びおんじゅく認定こども園の在籍者数の推移



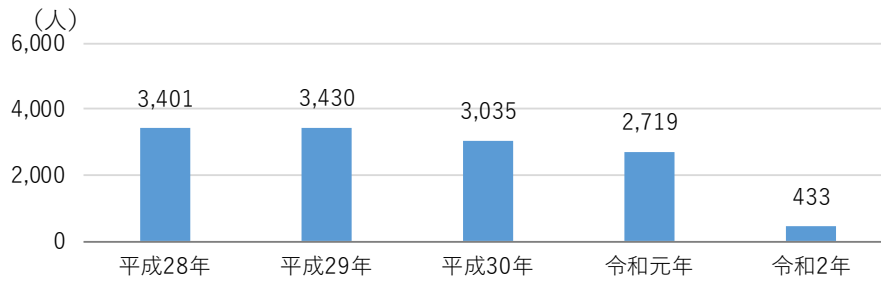
※ 御宿町児童館の在籍者数は、館内に設置の放課後児童クラブの在籍者数

※ おんじゅく認定こども園は平成 29 年 4 月に開園

6) 保健・福祉施設

御宿町地域福祉センターの利用者数は年間 2.7～3.4 千人程度であり、推移では減少傾向を示しています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は前年度に比べ約 8 割以上減少しました。

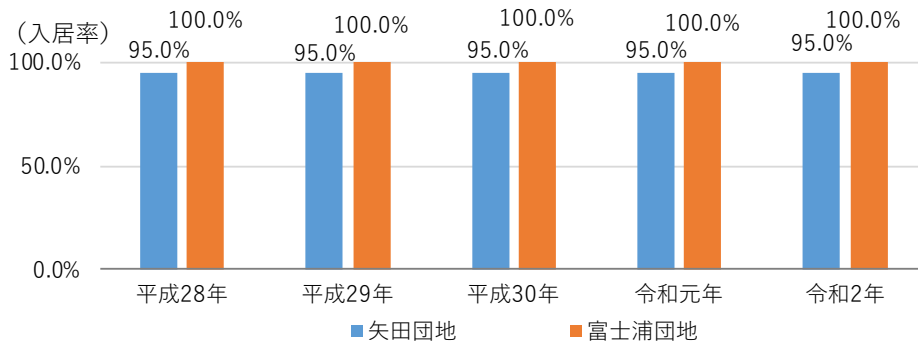
御宿町地域福祉センターの利用者数の推移



7) 公営住宅

富士浦団地の入居率は100%となっており、矢田団地の入居率もほぼ100%で推移しています。

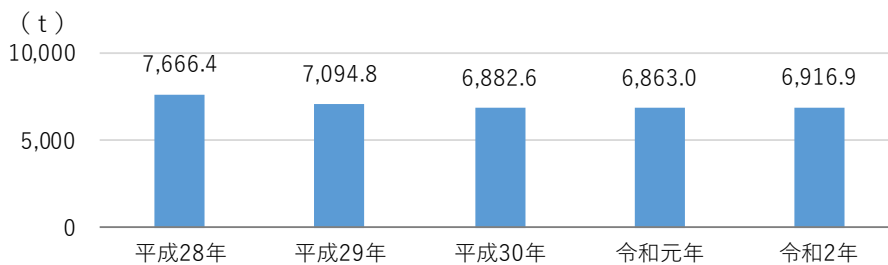
公営住宅の入居率の推移



8) 供給処理施設

塵芥処理場のごみ搬入量は年間6.9千トン~7.7千トン程度となっています。推移では、令和元年度まで減少傾向を示していましたが、令和元年度以降は増加に転じています。

塵芥処理場の年間ごみ搬入量の推移

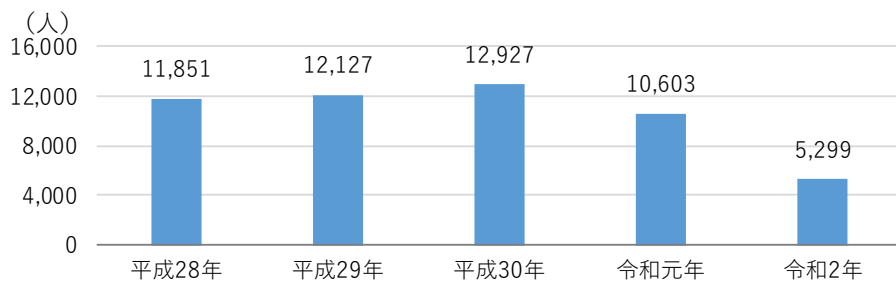


9) 観光案内所

御宿町駅前観光案内所の利用者数は年間 1.1～1.3 万人程度となっています。推移では平成 30 年度までは増加傾向を示すものの、令和元年度は、平成 30 年度比で約 18%減少しました。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は前年度に比べさらに約 5 割減少しました。

御宿町駅前観光案内所の利用者数の推移



第2節 インフラ施設の現状

(1) 施設保有状況

本町が保有するインフラ施設は下表のとおり、道路(町道)総延長 275,232.25 m、橋りょう 89 橋、上水道の管路延長 110,286.00m、漁港 2 港、トンネル 7 本、公園 5 箇所、河川 8 本、海岸保全施設 2 箇所となっています。

インフラ施設の現況(令和4年3月31日現在)

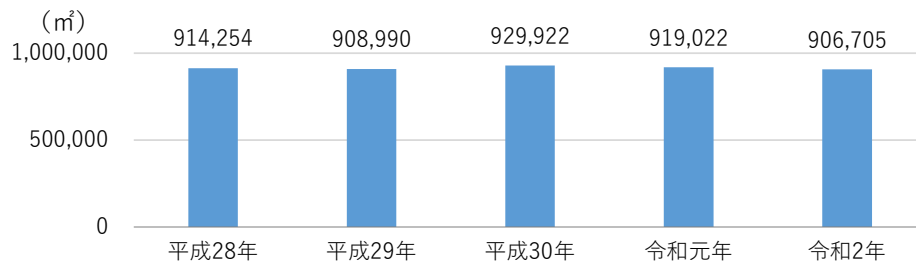
施設分類	数量	備考
道路(総延長)	275,232.25m	自転車歩行者道を含む
橋りょう	89 橋	
上水道(管路延長)	110,286.00m	導水管、送水管、配水管
漁港	2港	岩和田漁港、御宿漁港
トンネル	7本	
公園	5箇所	
河川	8本	準用河川3本、普通河川5本
海岸保全施設	2箇所	

(2) 利用状況

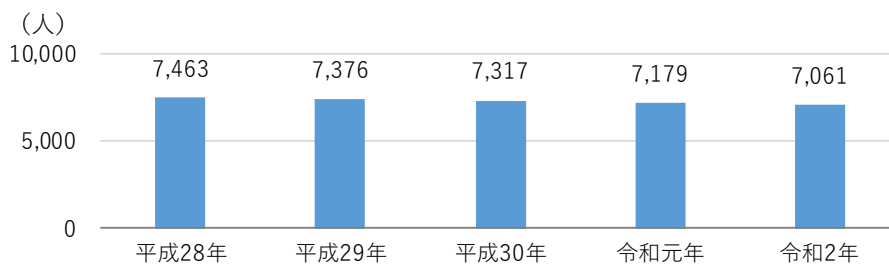
1) 上水道

上水道の給水量は年間 91～93 万 m³程度となっており、推移では、平成 30 年度以降は微減傾向を示しています。また、給水人口は年間 7.1～7.5 千人程度であり、推移では一貫して微減傾向を示しています。

年間給水量の推移



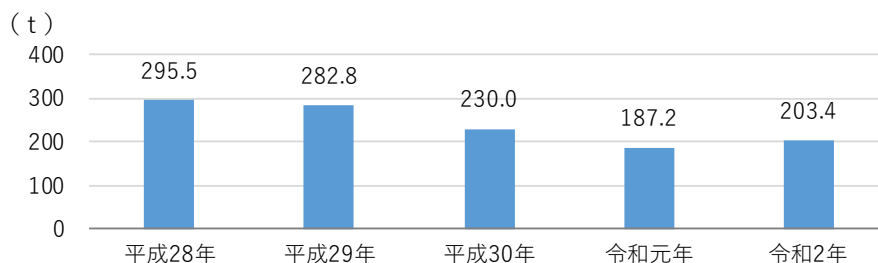
給水人口の推移



2) 漁港

岩和田漁港及び御宿漁港の令和 2 年度の年間水揚量は 203.4 トンとなっています。推移では減少傾向を示しており、この 5 年間に約 3 割減少しました。

岩和田漁港及び御宿漁港の水揚量の推移



第3節 公共施設等に係る経費の見込み

公共施設（建物施設）及びインフラ施設に係る中長期的な経費の見込みについて、施設を耐用年数経過時に単純更新^{※1}した場合と、長寿命化対策等を反映した場合について試算するとともに、長寿命化等の対策効果検証を行いました。

^{※1} 単純更新とは、耐用年数経過後に現在と同じ規模・構造に更新すること。

（1）公共施設（建物施設）の経費の見込み

1）単純更新した場合の見込み額

① 試算条件・方法等

基本的な条件

項目	条件等
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）の試算結果を反映した。 個別施設計画（長寿命化計画）において、将来更新等費用の試算対象外とした施設については、総務省が活用を推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を参考に試算した。
試算期間	・40年間（令和4年度～令和43年度）
試算項目	<ul style="list-style-type: none"> 更新等に要する経費^{※2}（更新費用、改修費用） ^{※2} 補修費、水道光熱費、委託費等の維持管理費は含まないものとする。

策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等

NO	計画名
1	御宿町公営住宅等長寿命化計画（平成26年3月）
2	御宿町学校施設個別施設計画（令和3年2月）
3	御宿町公共施設等個別施設計画（令和4年2月）

（参考）公共施設等更新費用試算ソフトの主な条件

項目	条件等
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定 大規模改修、更新について40年分の更新費用を試算
条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐用年数を60年とし、建築後30年目で大規模改修を行い、60年目で同規模の建物に更新する。 工事期間は、大規模改修は2年、更新は3年と仮定 すでに築31年以上50年未満の建築物は、今後10年^{※3}以内に大規模改修を行うものとし、該当費用の10分の1の費用を10年間計上した。 すでに築50年以上経過している建築物は更新時期が近いので大規模改修を実施せずに60年を経た年度に更新すると仮定 大規模改修単価は更新単価^{※4}の6割と仮定 ^{※3} 本計画では5年に設定している。 ^{※4} 更新単価についても設定額が掲載されているが、本計画ではこの単価を使用せずに、固定資産台帳の取得価額を使用したため、更新単価は掲載しない。

個別施設の条件

施設	条件等
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・御宿町学校施設個別施設計画の今後の費用算定パターン「従来型」の結果を使用 ・御宿町学校施設個別施設計画で試算の対象外となっている倉庫等の付属建物については、「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を参考に試算した。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・御宿町公営住宅等長寿命化計画の「計画前モデル^{※1}」のLCC^{※2}を使用した。 <p>^{※1} 計画前モデルとは、御宿町公営住宅等長寿命化計画において、単純更新した場合の用語</p> <p>^{※2} LCCとは、ライフサイクルコストのことであり、建物の企画・設計から竣工・運用を経て、解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用のこと。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・御宿町公共施設等個別施設計画では、長寿命化等の対策を実施した場合の中長期コスト見通しのみを試算しているため、単純更新のケースでは「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を参考に試算した。なお、すでに用途を廃止し使用されていない御宿町浜地区生活排水処理施設については、今後10年以内に取り壊しを行うものとし、該当費用の10分の1の費用を10年間計上した。

個別施設計画等で将来更新費用試算の対象外となる施設の条件

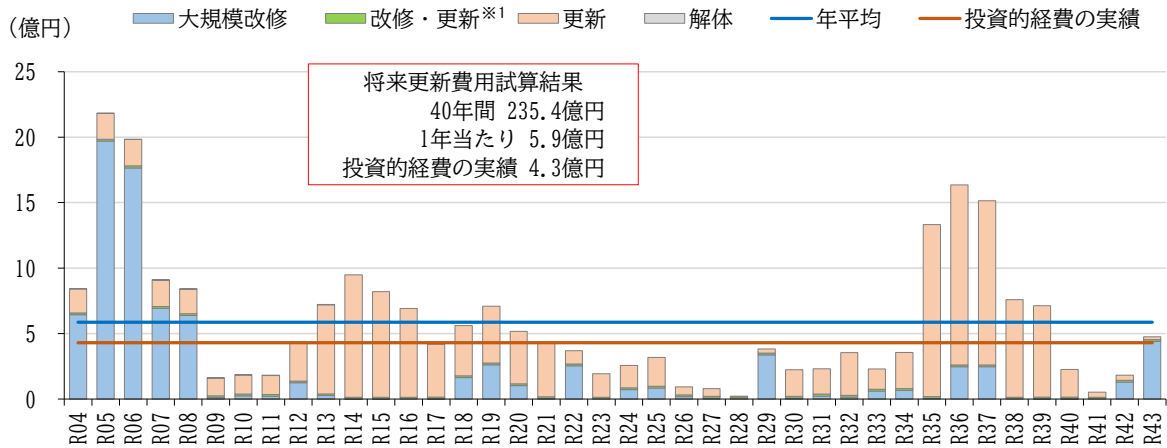
項目	条件等
耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のとおり、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」^{※3}を参考に設定した。 <p>【耐用年数 60年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、重量鉄骨造 <p>【耐用年数 40年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートブロック造、木造、軽量鉄骨造 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、塵芥処理場については、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画策定の手引き」（環境省）を参考に、焼却場は35年、その他の施設は30年とした。 <p>^{※3} 普通品質の場合の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造等の場合、代表値60年、範囲50～80年、木造等の場合、代表値40年、範囲30～50年としている。</p>
改修周期	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数の1/2の年度で大規模改修を実施
更新費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・更新費用は、固定資産台帳の取得価額から現在価値に換算した再調達価格に解体費^{※4}を加えた値とした。 ・ただし、固定資産台帳の取得年度と建設年度が大きく違う建物及び固定資産台帳に記載されていない建物については、再調達価格の代わりに建物災害共済事業の構造別標準的共済基準額(令和2年度～)を使用した。 <p>^{※4} 「公共施設の解体撤去事業に関する調査結果(平成25年12月)総務省」を参考に設定</p>

② 試算結果

公共施設（建物施設）について単純更新した場合の今後40年間の更新等費用は235.4億円、1年当たり5.9億円が必要という試算結果となりました。

これは、令和2年度までの5年間の公共施設に係る投資的経費（普通建設事業費）の年平均額である4.3億円の約1.4倍に相当します。

公共施設（建物施設）の単純更新した場合の試算結果



*1 公営住宅の試算項目（24ページ参照）

2) 長寿命化等の対策を実施した場合の見込み額

① 前提条件・試算方法

個別施設の条件以外は、「1) 単純更新した場合の見込み額」の条件と共通。

個別施設の条件

施設	条件等
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 御宿町学校施設個別施設計画の今後の費用算定パターン「D3B型^{*1}」の結果を使用した。 御宿町学校施設個別施設計画で試算の対象外となっている倉庫等の付属建物は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を参考に試算した。 <p>^{*1} D3B型とは、御宿町学校施設個別施設計画において、長寿命化等の対策を実施した場合の用語</p>
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 御宿町公営住宅等長寿命化計画の「計画後モデル」のLCCを使用した。

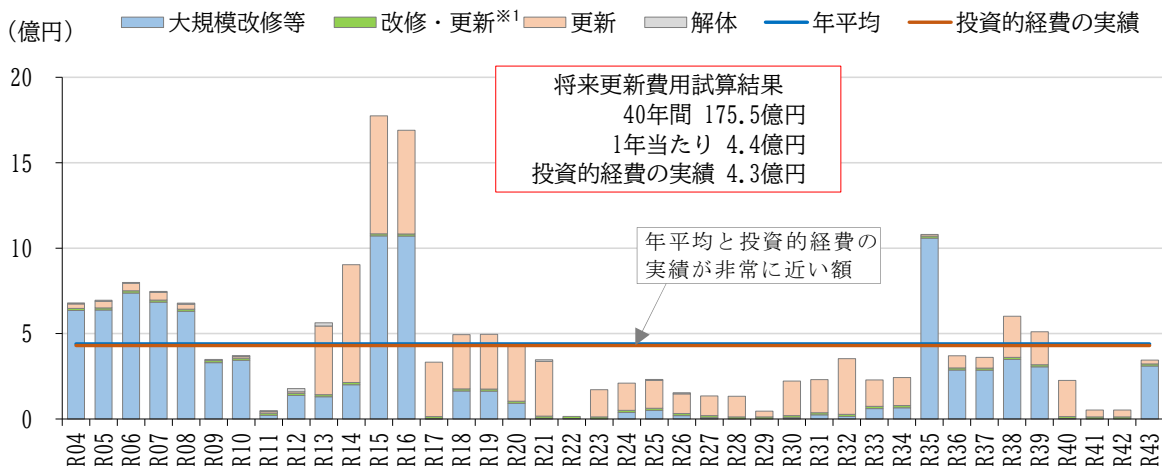
その他	<ul style="list-style-type: none"> 御宿町公共施設等個別施設計画の試算結果から維持管理費及び光熱水費を除いた値を使用した。 御宿町公共施設等個別施設計画で試算対象外の建物や本計画にて新たに対象となった建物については、「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件参考に試算した。なお、取り壊しを予定している旧分団詰所の3施設及び御宿町浜地区生活排水処理施設は、今後10年以内に取り壊しを行うものとし、該当費用の10分の1の費用を10年間計上した。
-----	--

② 公共施設全体の試算結果

公共施設（建物施設）について長寿命化等の対策を実施した場合の今後40年間の更新等費用は175.5億円、1年当たり4.4億円が必要という試算結果となりました。

これは、令和2年度までの5年間の公共施設に係る投資的経費（普通建設事業費）の年平均4.3億円に非常に近い額となります。

公共施設（建物施設）の長寿命化等対策を実施した場合の試算結果

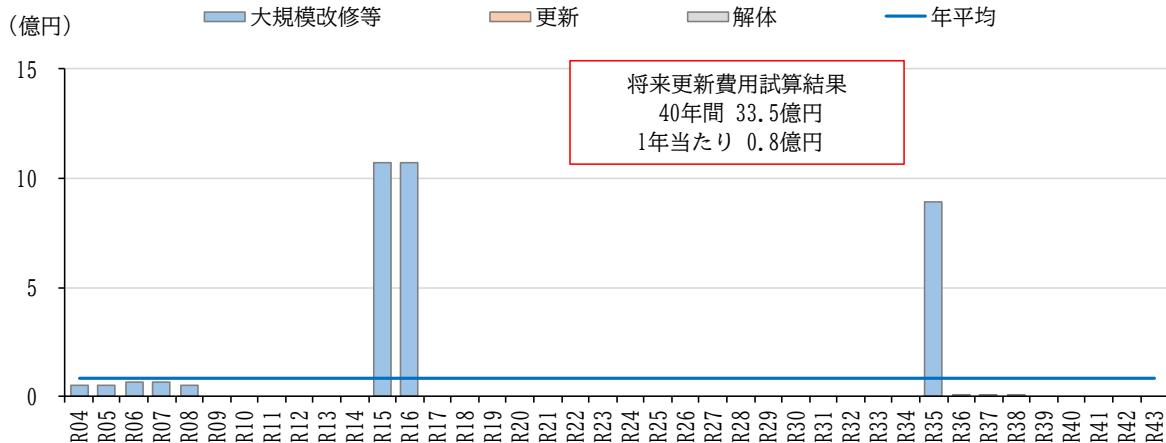


*1 公営住宅の試算項目（24ページ参照）

③ 施設類型ごとの試算結果

a 庁舎等

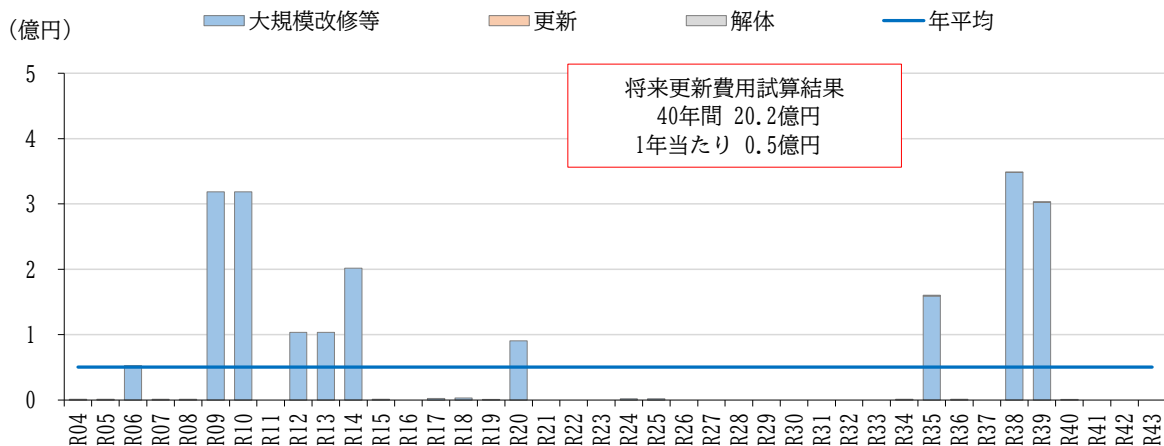
本庁舎では長寿命化を図るため、築40年目にあたる令和15年度～令和16年度に、機能の向上や性能維持のための大規模改修等として2年間に21.4億円が計上されています。また、令和35年度には不具合への対応や設備等の更新等のため大規模改修等として8.9億円が計上されています。



b 学校教育系施設

御宿小学校では、令和9年度～令和10年度に校舎の大規模改修等として2年間に6.4億円計上され、令和12年度～令和13年度に体育館の大規模改修等として2年間に2.1億円が計上されています。

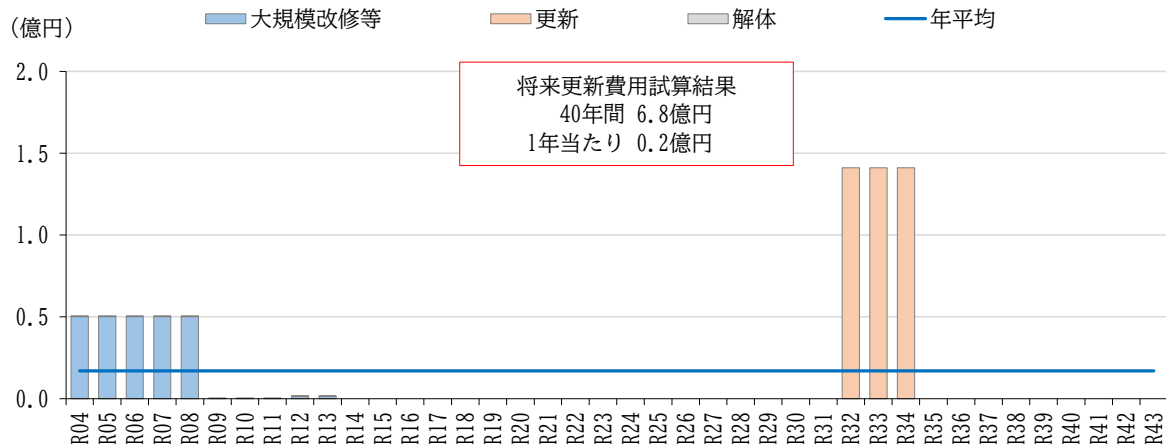
また、御宿中学校は、令和38年度～令和39年度に校舎の大規模改修等として2年間に6.1億円が計上されています。



※ 御宿小学校（校舎・体育館）について、44ページに示すとおり、基本方針として令和8年度までに更新を予定しているが、現時点では具体的な整備内容が決定されていないことから、令和3年2月策定の「御宿町学校施設個別施設計画」で試算した、長寿命化を含む改修等を実施した場合の施設整備費を掲載した。

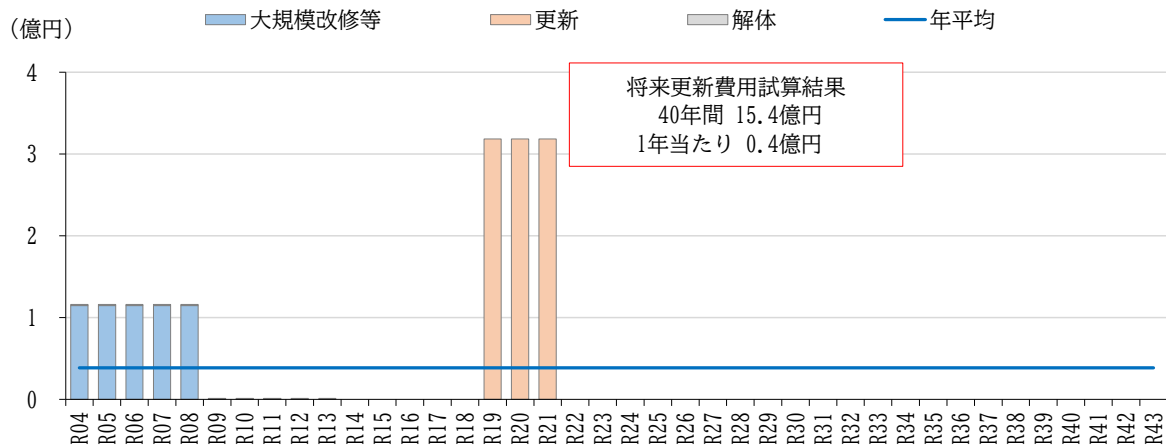
c 町民文化系施設

月の沙漠記念館は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に2.5億円が計上されており、また、令和32年度～令和34年度には更新として3年間に4.2億円が計上されています。



d 社会教育系施設

御宿町公民館は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に5.7億円が計上され、また、令和19年度～令和21年度には更新として3年間に9.6億円が計上されています。

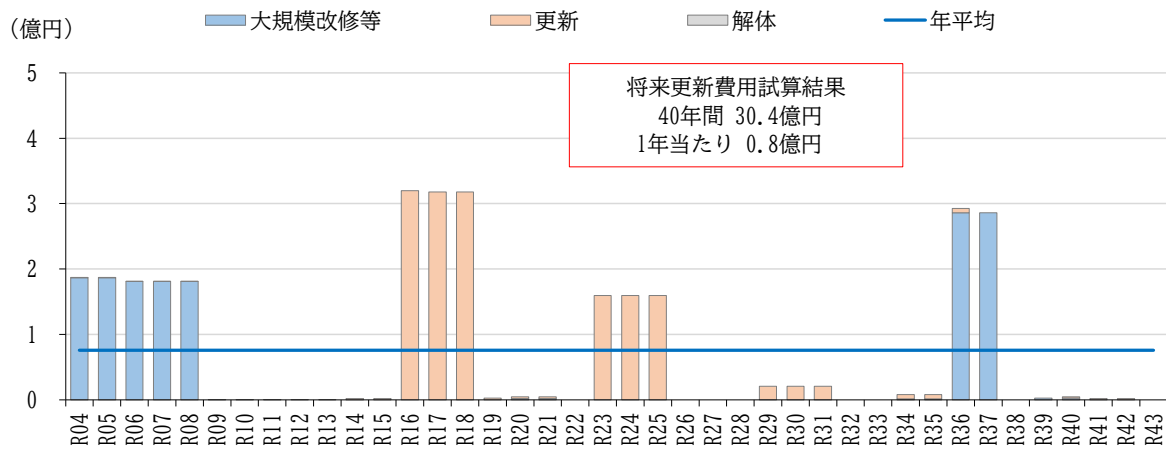


e スポーツ・レクリエーション系施設

B&G 海洋センター（屋内プール）は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に1.0億円が計上され、令和23年度～令和25年度には更新として3年間に1.6億円が計上されています。

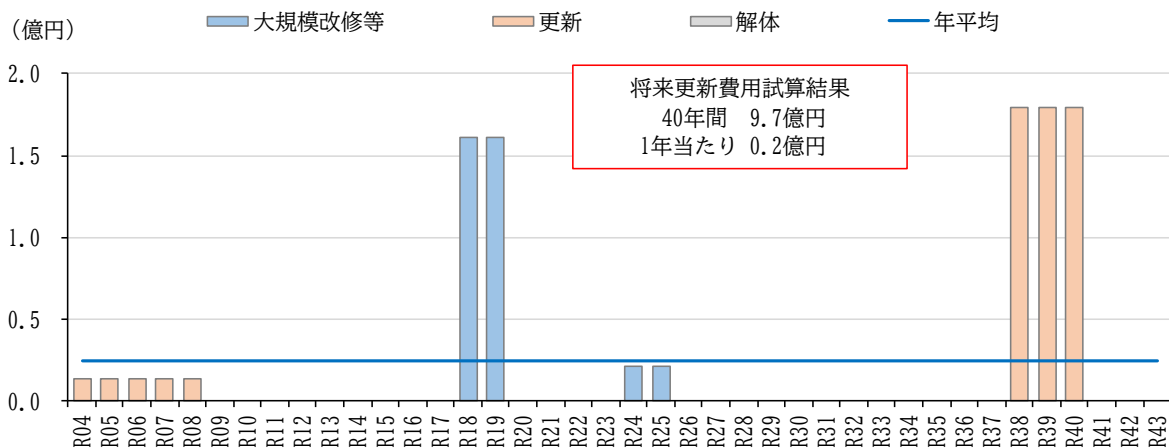
B&G 海洋センター（体育館）は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に1.9億円が計上され、令和23年度～令和25年度には更新として3年間に3.2億円が計上されています。

町営プール（御宿町営ウォーターパーク）は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に5.7億円が計上され、令和16年度～令和18年度には更新として3年間に9.5億円が計上されています。また、令和36年度～令和37年度には大規模改修等として2年間に5.7億円が計上されています。



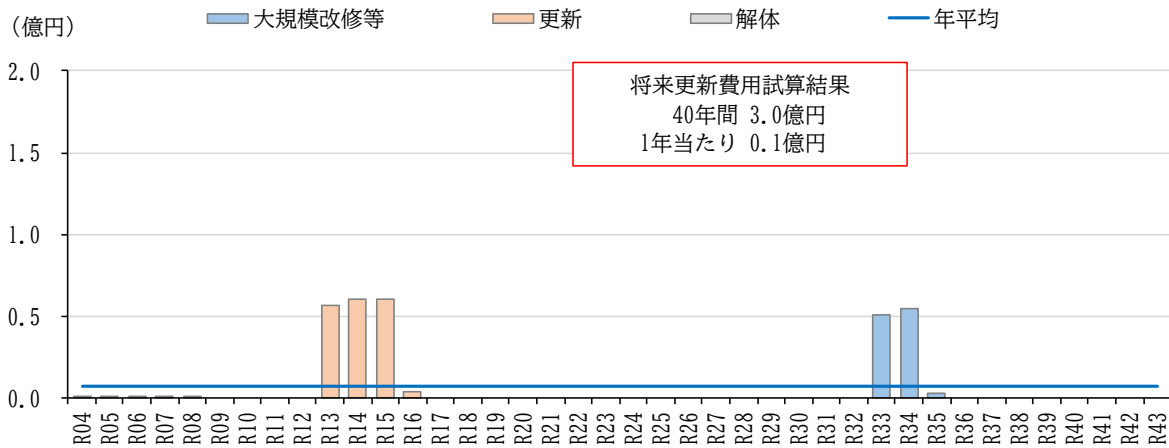
f 子育て支援施設

おんじゅく認定こども園は、令和18年度～令和19年度に大規模改修等として2年間に3.2億円が計上され、令和38年度～令和40年度には更新として3年間に5.3億円が計上されています。



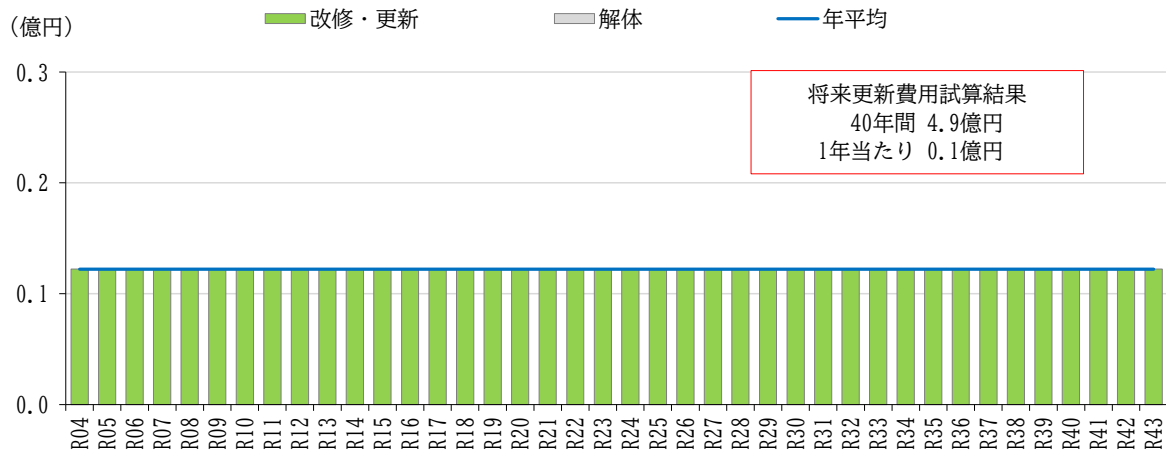
g 保健・福祉施設

御宿町地域福祉センターは、令和13年度～令和15年度に更新として3年間に1.7億円が計上され、令和33年度～令和34年度には大規模改修等として2年間に1.0億円が計上されています。



h 公営住宅

御宿町公営住宅等長寿命化計画（平成26年3月）では、更新費用として1年当たりの費用を試算しています。それによると、矢田団地で807.5万円/年、富士浦団地では414.3万円/年となっています。

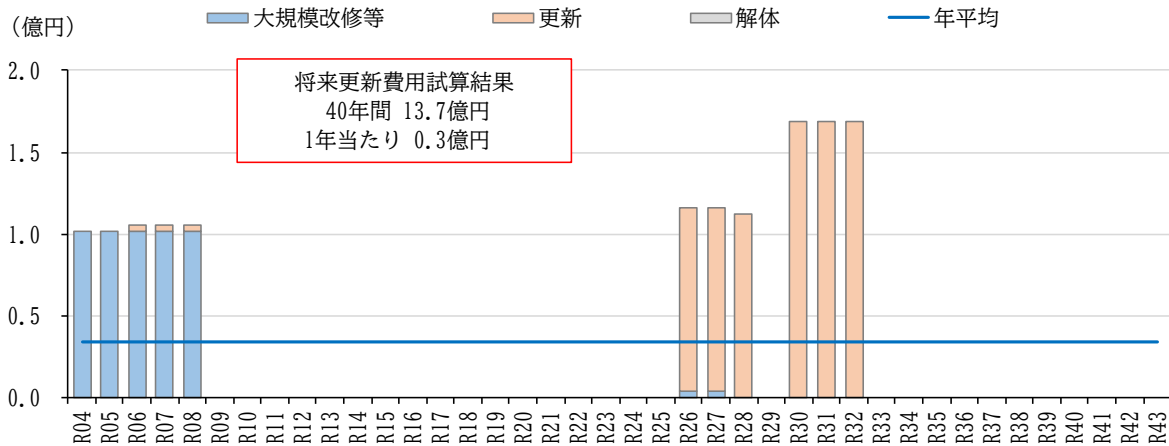


※ 「御宿町公営住宅等長寿命化計画」の試算結果を反映している。当該計画では建替え、改修等について使用期間中の総費用及び年当たりの費用を試算しており、そのため、本計画では試算項目を「改修・更新」として年当たりの費用で示している。

i 供給処理施設

塵芥処理場は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に2.0億円が計上され、令和26年度～令和28年度には更新として3年間に3.4億円が計上されています。

堺川排水処理施設は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に3.0億円が計上され、令和30年度～令和32年度には更新として3年間に5.1億円が計上されています。

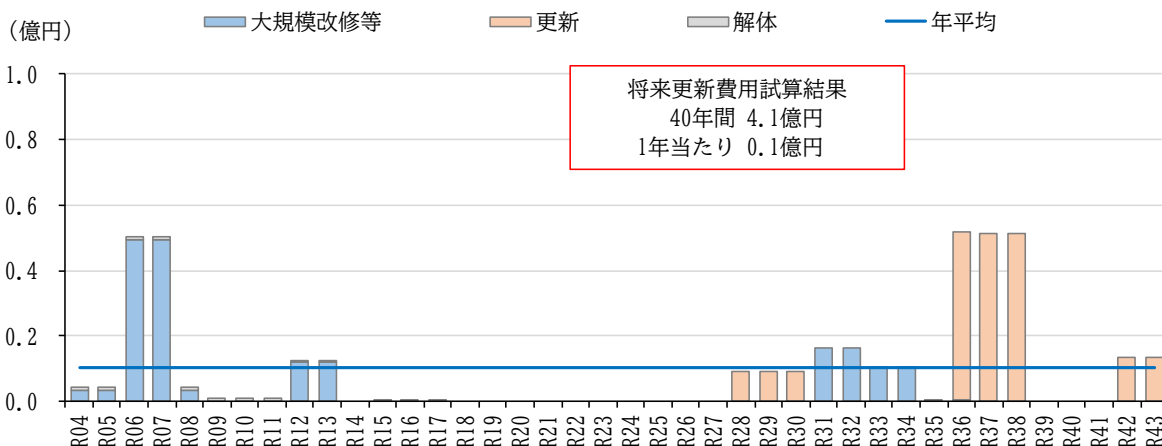


j その他行政系施設

御宿町コミュニティ消防センターは、令和6年度～令和7年度に大規模改修等として2年間に0.7億円計上され、また、令和36年度～令和38年度には更新として3年間に1.1億円が計上されています。

第4分団詰所は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に0.2億円計上され、また、令和28年度～令和30年度には更新として3年間に0.3億円が計上されています。

第7分団詰所は、令和6年度～令和7年度に大規模改修等として2年間に0.3億円計上され、また、令和36年度～令和38年度には更新として3年間に0.4億円が計上されています。

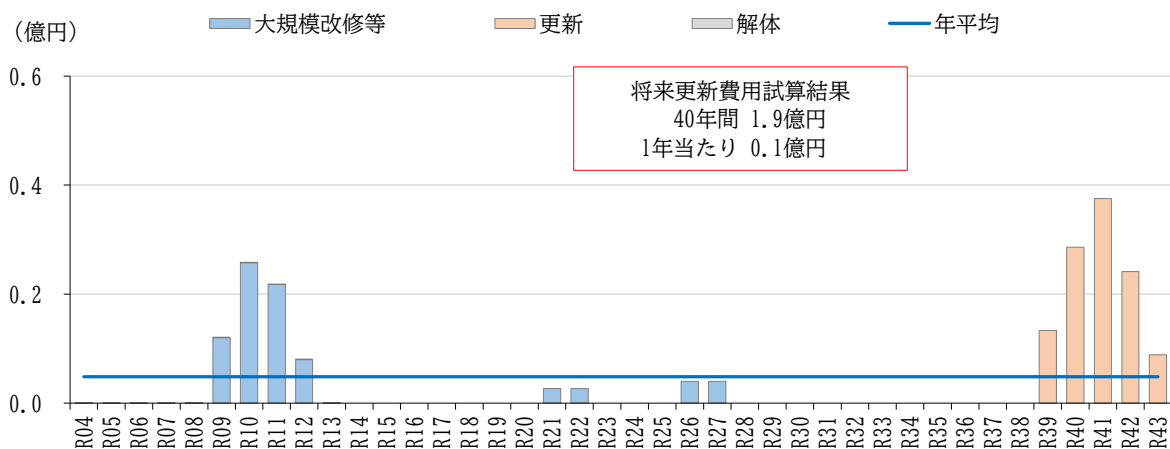


k 公衆トイレ

月の沙漠公園公衆トイレは、令和9年度～令和10年度に大規模改修等として2年間に0.2億円が計上され、また、令和39年度～令和41年度には更新として3年間に0.4億円が計上されています。

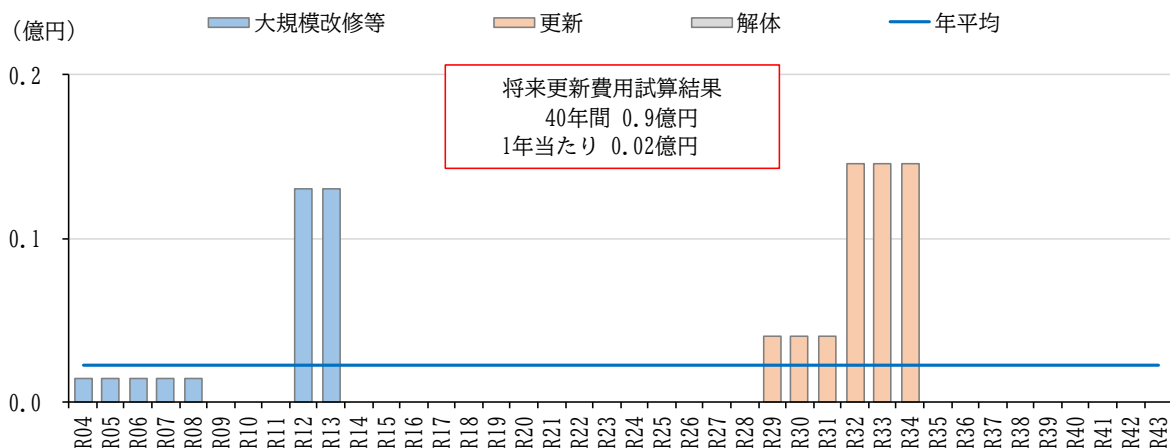
岩和田公衆トイレは、令和11年度～令和12年度に大規模改修等として2年間に0.2億円が計上され、また、令和41年度～令和43年度には更新として3年間に0.3億円が計上されています。

浜観光案内所公衆トイレは、令和10年度～令和11年度に大規模改修等として2年間に0.3億円が計上され、また、令和40年度～令和42年度には更新として3年間に0.5億円が計上されています。



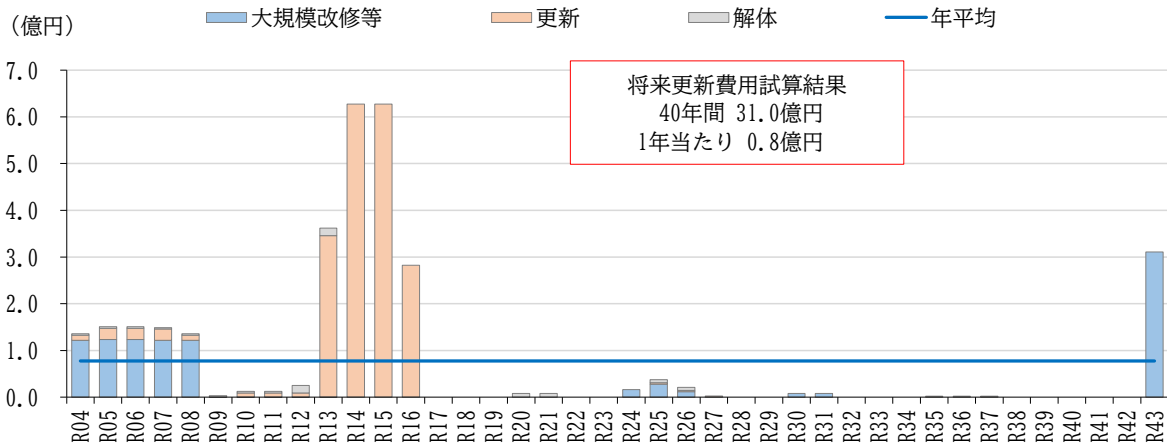
l 観光案内所

御宿町駅前観光案内所は、令和12年度～令和13年度に大規模改修等として2年間に0.3億円が計上され、また、令和32年度～令和34年度には更新として3年間に0.4億円が計上されています。



m その他施設

旧御宿高校（特別教室棟）は、令和4年度～令和8年度に大規模改修等として5年間に5.1億円が計上され、また、令和14年度～令和16年度には更新として3年間に8.5億円が計上されています。同じく（普通教室棟）は、令和13年度～令和15年度に更新として3年間に10.3億円が計上され、また、令和43年度～令和44年度（令和44年度はグラフには示されていません）には大規模改修等として2年間に6.2億円が計上されています。



(2) インフラ施設の経費の見込み

1) 単純更新した場合の見込み額

① 前提条件・試算方法

基本的な条件

項目	条件等
対象施設	・個別施設計画（長寿命化計画）未策定の公園及び河川を除く、道路、橋りょう、上水道、トンネル、漁港、海岸保全施設とした。
前提条件	・策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）の試算結果を反映した。 ・個別施設計画（長寿命化計画）において、将来更新等費用の試算対象外とした施設については、総務省が活用を推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を参考に試算した。
試算期間	・40年間（令和4年度～令和43年度）
試算項目	・更新等に要する経費 ^{*1} （更新費用、改修費用） <small>*1 補修費、水道光熱費、委託費等の維持管理費は含まないものとする。</small>

策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等

NO	計画名
1	御宿町インフラマネジメント白書（平成26年3月）
2	御宿町水道施設機能診断更新計画（平成26年度）
3	御宿町橋梁長寿命化修繕計画（平成30年1月）
4	御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画（平成30年3月）
5	御宿町トンネル長寿命化修繕計画（令和2年2月）
6	御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画（令和2年3月）

個別施設の条件

施設	条件等				
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件に基づき試算した。 ・舗装の耐用年数を15年として、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定した。 ・更新単価 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>一般道路</td> <td>4,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>自転車歩行者道</td> <td>2,700 円/m²</td> </tr> </table>	一般道路	4,700 円/m ²	自転車歩行者道	2,700 円/m ²
一般道路	4,700 円/m ²				
自転車歩行者道	2,700 円/m ²				
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕計画の「従来型管理シナリオ」の試算結果を使用 ・橋梁長寿命化修繕計画の対象外の側道橋2橋については、「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件に基づき試算した。 ・計画の対象外の側道橋2橋（プレストレスト・コンクリート橋）は、架設年が不明なため、総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し試算した。更新単価は、プレストレスト・コンクリート橋の425千円/m²とした。 				

施設	条件等																										
上水道	<p>【管路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路については、「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件に基づき試算した。 ・管路の耐用年数を40年として、管路延長をこの40年で割った延長の管路部分を毎年度更新していくと仮定した。 ・管路の更新単価（1年当たりの更新単価） <table border="1" data-bbox="529 546 1195 1207"> <tbody> <tr><td>導水管 300mm 未満</td><td>10.0 万円/m</td></tr> <tr><td>導水管 300～500mm 未満</td><td>11.4 万円/m</td></tr> <tr><td>送水管 300mm 未満</td><td>10.0 万円/m</td></tr> <tr><td>送水管 300～500mm 未満</td><td>11.4 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 50mm 以下</td><td>9.7 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 75mm 以下</td><td>9.7 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 100mm 以下</td><td>9.7 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 150 mm以下</td><td>9.7 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 200 mm以下</td><td>10.0 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 250 mm以下</td><td>10.3 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 300 mm以下</td><td>10.6 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 350 mm以下</td><td>11.1 万円/m</td></tr> <tr><td>配水管 450 mm以下</td><td>12.1 万円/m</td></tr> </tbody> </table> <p>【浄水施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の構造物の標準的な耐用年数とされる60年とし、耐用年数の半分の築30年で大規模改修を実施し、築60年で更新すると仮定した。 ・更新費用は、再調達価格^{※1}に解体費^{※2}を加えた値とし、大規模改修費用は、更新費用の6割と仮定した。 ・工事期間は、大規模改修は2年、更新は3年 <p>^{※1} 固定資産台帳の取得価額を現在価値に換算した値 ^{※2} 「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果（平成25年12月）総務省」を参考に設定</p> <p>なお、御宿ダムについては、「御宿町水道施設機能診断更新計画（平成26年度）」の1年当たりに換算した計画事業費が、今後とも続くものと仮定した。</p>	導水管 300mm 未満	10.0 万円/m	導水管 300～500mm 未満	11.4 万円/m	送水管 300mm 未満	10.0 万円/m	送水管 300～500mm 未満	11.4 万円/m	配水管 50mm 以下	9.7 万円/m	配水管 75mm 以下	9.7 万円/m	配水管 100mm 以下	9.7 万円/m	配水管 150 mm以下	9.7 万円/m	配水管 200 mm以下	10.0 万円/m	配水管 250 mm以下	10.3 万円/m	配水管 300 mm以下	10.6 万円/m	配水管 350 mm以下	11.1 万円/m	配水管 450 mm以下	12.1 万円/m
導水管 300mm 未満	10.0 万円/m																										
導水管 300～500mm 未満	11.4 万円/m																										
送水管 300mm 未満	10.0 万円/m																										
送水管 300～500mm 未満	11.4 万円/m																										
配水管 50mm 以下	9.7 万円/m																										
配水管 75mm 以下	9.7 万円/m																										
配水管 100mm 以下	9.7 万円/m																										
配水管 150 mm以下	9.7 万円/m																										
配水管 200 mm以下	10.0 万円/m																										
配水管 250 mm以下	10.3 万円/m																										
配水管 300 mm以下	10.6 万円/m																										
配水管 350 mm以下	11.1 万円/m																										
配水管 450 mm以下	12.1 万円/m																										

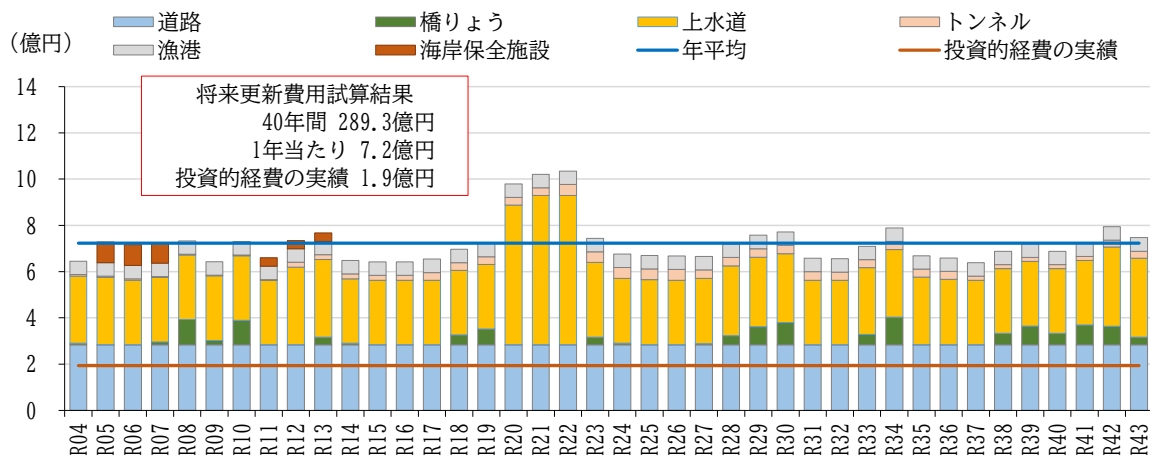
施設	条件等
トンネル	・御宿町トンネル長寿命化修繕計画の「事後保全型」のLCC（ライフサイクルコスト）試算結果を使用した。
漁港	・「御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画」の対策工法を実施せずに更新した場合のライフサイクルコスト試算結果を使用した。
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定した。 ・耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の構造物の標準的な耐用年数とされる60年とし、更新費用は再調達価格とした。 ・更新の工事期間は3年

② インフラ施設の試算結果

インフラ施設について単純更新した場合の今後40年間の更新等費用は289.3億円、1年当たり7.2億円が必要という試算となりました。

これは、令和2年度までの5年間の公共施設に係る投資的経費（普通建設事業費）の年平均額である1.9億円の約3.8倍に相当します。

インフラ施設の単純更新した場合の試算結果



2) 長寿命化等の対策を実施した場合の見込み額

① 前提条件・試算方法

個別施設の条件以外は、「1) 単純更新した場合の見込み額」の条件と共通。

個別施設の条件

施設	条件等
道路	・「御宿町インフラマネジメント白書」の将来経費の予測額（維持管理費＋補修更新費）を使用した。
橋りょう	・橋梁長寿命化修繕計画の「計画管理シナリオ」の試算結果を使用 ・橋梁長寿命化修繕計画の対象外の側道橋2橋については、単純更新した場合の条件と同様に試算した。
上水道	・令和7年度までは「御宿町水道施設機能診断更新計画」の更新計画の年度別事業費を使用し、令和8年度以降は、単純更新した場合の条件と同様に試算した。
トンネル	・御宿町トンネル長寿命化修繕計画の「予防保全型」のLCC（ライフサイクルコスト）試算結果を使用した。
漁港	・「御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画」のライフサイクルコスト試算結果を使用した。
海岸保全施設	・「御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画」の修繕等対策費用の概算結果を使用した。

② インフラ施設の試算結果

インフラ施設について長寿命化等の対策を実施した場合の今後40年間の更新等費用は224.1億円、1年当たり5.6億円が必要という試算結果となりました。

これは、令和2年度までの5年間の公共施設に係る投資的経費（普通建設事業費）の年平均額である1.9億円の約2.9倍に相当します。

このことから、この1.9億円をインフラ施設の更新等に使用することができる投資可能額ととらえた場合、長寿命化等の対策を実施した場合においても財源が不足することになります。

施設別にみると、道路の今後40年間の更新等費用は57.6億円、1年当たり1.4億円となります。

橋りょうの今後40年間の更新等費用は21.2億円、1年当たり0.5億円となります。

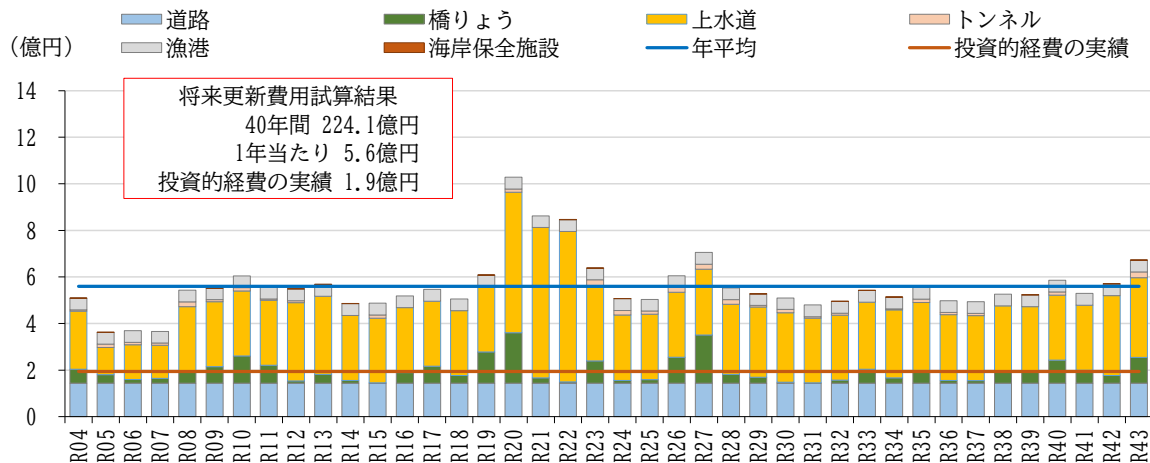
上水道施設の今後40年間の更新等費用は121.5億円、1年当たり3.0億円となります。下のグラフで令和20年度～令和22年度にかけて更新等費が大きく計上されているのは、浄水場や取水場等の更新時期に伴う更新費用が計上されているためです。

トンネルの今後40年間の更新等費用は3.6億円、1年当たり0.1億円となります。

漁港の今後40年間の更新等費用は20.0億円、1年当たり0.5億円となります。

海岸保全施設の今後40年間の更新等費用は0.1億円、1年当たり37万円となります。

インフラ施設の長寿命化等対策を実施した場合の試算結果



インフラ施設の長寿命化等対策を実施した場合の施設別試算結果

施設	40年間の更新費用※1	1年当たりの更新費用※1
道路	57.6億円	1.4億円
橋りょう	21.2億円	0.5億円
上水道	121.5億円	3.0億円
トンネル	3.6億円	0.1億円
漁港	20.0億円	0.5億円
海岸保全施設	0.1億円	0.004億円

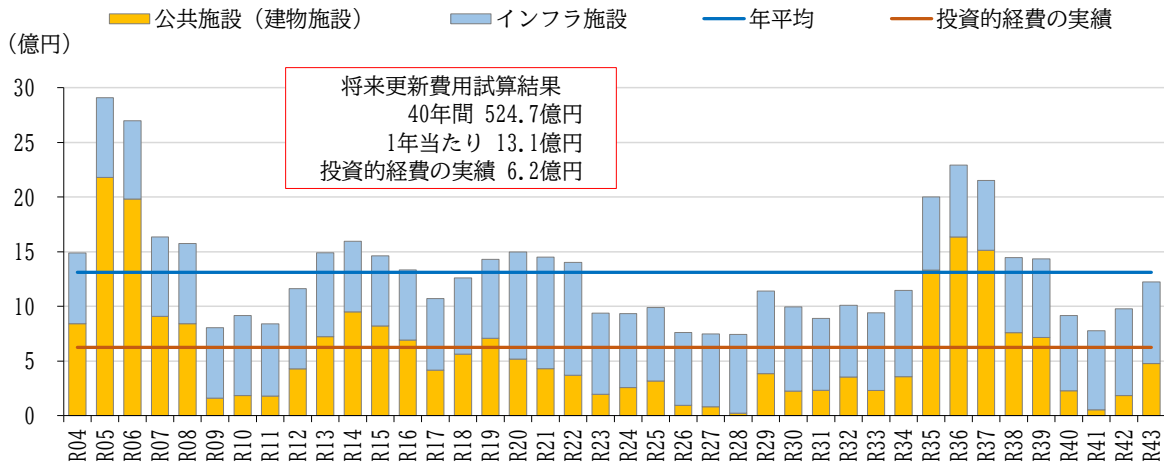
※1 四捨五入による端数処理の関係上、各施設の「40年間の更新費用」及び「1年当たりの更新費用」の合計は、それぞれ224.1億円、5.6億円にならない。

(3) 公共施設（建物施設）・インフラ施設の経費の見込み

1) 単純更新した場合の見込み額

公共施設（建物施設）・インフラ施設について単純更新した場合の今後40年間の更新等費用は524.7億円、1年当たり13.1億円が必要という試算結果となりました。

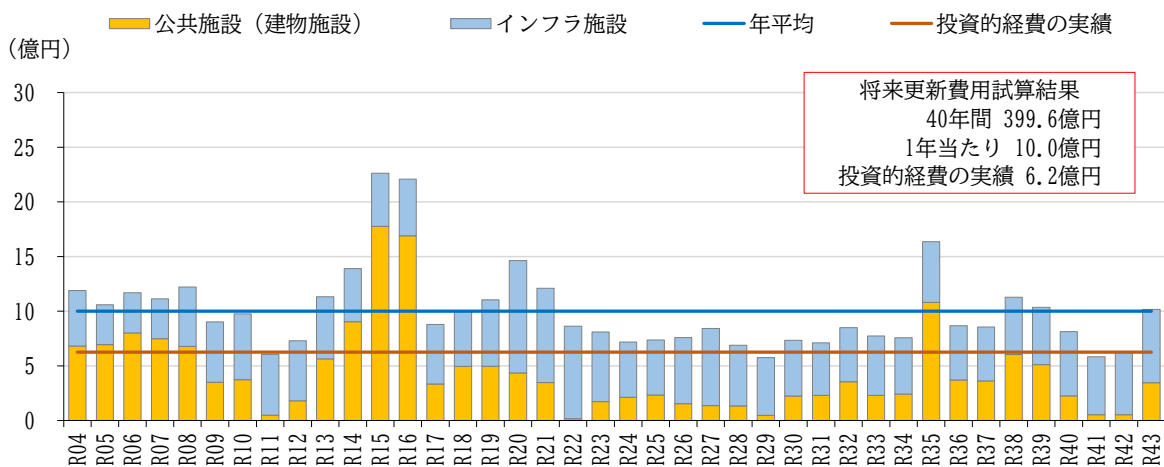
建物施設・インフラ施設の単純更新した場合の試算結果



2) 長寿命化等の対策を実施した場合の見込み額

公共施設（建物施設）・インフラ施設について長寿命化等の対策を実施した場合の今後40年間の更新等費用は399.6億円、1年当たり10.0億円が必要という試算結果となりました。

公共施設（建物施設）・インフラ施設の長寿命化等対策を実施した場合の試算結果



(4) 長寿命化対策等の効果

公共施設（建物施設）・インフラ施設において、従来の単純更新した場合に比べ、長寿命化等の対策を実施した場合、40年間で125.1億円、率にして23.8%の削減効果が期待できる結果となりました。

単純更新した場合と長寿命化等対策を実施した場合の更新費用の比較

	40年間の 更新等費用	1年当たりの 更新等費用	削減効果
単純更新した場合	524.7億円	13.1億円	—
長寿命化対策等を実施した場合	399.6億円	10.0億円	125.1億円 (23.8%)

第4節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、下式で算出されます。

この指標により、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができ、100%に近いほど老朽化が進んでいることを意味します。

有形固定資産減価償却率

$$= \text{減価償却累計額} \div (\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額})$$

本町の有形固定資産減価償却率は一貫して上昇傾向を示しています。類似団体内平均値と比較すると、数値は若干低くなっていますが、徐々に類似団体平均に近づいている状況です。

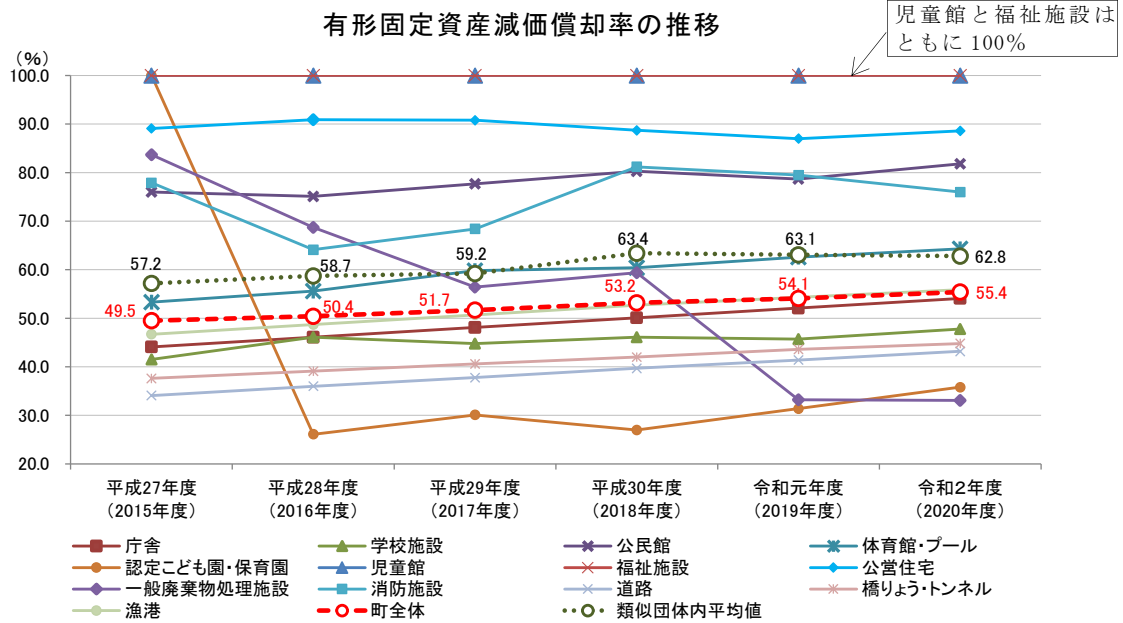
このことから、本町では資産の老朽化が進みつつあると考えられ、特に児童館、福祉施設では法定耐用年数を超えていることを示しています。

有形固定資産減価償却率の推移

施設類型	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
庁舎	44.1	46.1	48.1	50.1	52.1	54.1
学校施設	41.5	46.1	44.8	46.1	45.7	47.8
公民館	76.0	75.1	77.7	80.3	78.7	81.8
体育館・プール	53.3	55.6	59.8	60.4	62.6	64.3
認定こども園・保育園	100.0	26.1	30.1	27.0	31.4	35.8
児童館	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福祉施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公営住宅	89.1	90.9	90.8	88.7	87.0	88.6
一般廃棄物処理施設	83.7	68.7	56.4	59.4	33.2	33.1
消防施設	77.9	64.1	68.4	81.2	79.5	76.0
道路	34.1	36.0	37.8	39.7	41.4	43.2
橋りょう・トンネル	37.6	39.1	40.6	42.0	43.6	44.8
漁港	46.7	48.7	50.7	52.7	54.3	55.9
町全体	49.5	50.4	51.7	53.2	54.1	55.4
類似団体 ^{*1} 内平均値	57.2	58.7	59.2	63.4	63.1	62.8

出典) 各年度財政状況資料集(総務省)

^{*1}類似団体とは、すべての市町村を対象に、国勢調査をもとにした人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)の二つの要素を基準に分類し、同じ分類となった全国の市町村を指す。



※ 施設(資産)に対して、使用可能期間の延長や価値の向上を伴う改修を実施した場合、当該資産と種類及び耐用年数を同じくする別の資産を新規に取得したものとするため、同施設類型の有形固定資産減価償却率は低下する。

第5節 過去に行った対策の実績

■ 計画の策定

平成 25 年度	御宿町インフラマネジメント白書 (平成 26 年 3 月)
	御宿町公営住宅等長寿命化計画 (平成 26 年 3 月)
平成 26 年度	御宿町水道施設機能診断更新計画 (平成 26 年度)
平成 29 年度	御宿町橋梁長寿命化修繕計画 (平成 30 年 1 月)
	御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画 (平成 30 年 3 月)
令和元年度	御宿町トンネル長寿命化修繕計画 (令和 2 年 2 月)
	御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画 (令和 2 年 3 月)
令和 2 年度	御宿町学校施設個別施設計画 (令和 3 年 2 月)
令和 3 年度	御宿町公共施設等個別施設計画 (令和 4 年 2 月)

■ 取組

新設	おんじゅく認定こども園 (平成 29 年度)
更新	第 1 分団詰所 (高山田) (令和 3 年度)
	第 2 分団詰所 (新町) (令和元年度)
用途廃止	共同調理場 (令和 2 年度)
除却 (解体)	中央海岸 (倉庫) (令和 3 年度)
	第 1 分団詰所 (高山田) (令和 2 年度)
	第 2 分団詰所 (新町) (令和 2 年度)
	岩和田児童館 (令和 2 年度)
	岩和田保育所 (平成 30 年度)
	中央海岸放送センター (平成 29 年度)
	住宅 (六軒町 486-1) (平成 29 年度)

第4章 現状や課題に対する基本認識

第1節 公共施設の老朽化への対応

公共施設（建物施設）のうち、延床面積ベースで49.5%が建築後40年以上経過しており、施設類型別では社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅、その他施設は、築40年以上の建物が7割以上の面積を占めるなど、特に老朽化が進んでいます

今後、施設の機能と安全性を保つために、大規模改修や更新が必要となります。

第2節 人口減少への対応

本町の人口は、平成7年以降は減少傾向を示しており、この傾向は、今後も続くものと見込まれています。人口構成別の推計人口によると、今後令和42年までの傾向として、年少人口（14歳以下）は10.1%減少し、生産年齢人口（15～64歳）は41.3%の減少、高齢者人口（65歳以上）は49.2%の減少が見込まれており、このことから、子育て支援施設の需要は現状と大きく変わらない一方で、町民が広く利用する施設の需要は減少するものと見込まれます。

第3節 財源の確保

本町では、少子高齢化などに伴う税収の減少と扶助費の増加などにより、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。

そのため、施設の重要度に応じて、長期的に必要な施設については、重点的な投資により施設機能の向上や長寿命化を図り、将来的に不要となる施設については、最小限の投資により安全性を確保するにとどめるなど、選択と集中により、維持管理の範囲や内容等について選別することで経費削減を図る必要があります。

さらには、指定管理者制度などの民間活力の導入や周辺市町との連携による効率的な運営管理に取り組むとともに、公共施設等の使用料の見直し、各種事業債の活用、未活用施設や余剰スペースの民間貸与や売却、施設の更新や改修等に充てるための基金の創設等を推進するなど、新たな財源の確保にも努める必要があります。

第4節 社会情勢等への対応

平成18年12月20日に、特定の建築物においてバリアフリー化が義務付けられた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、ま

た、平成27年にはパリ協定により、日本を含め温室効果ガス排出量の削減が求められるなど、ユニバーサルデザイン^{*1}化や環境負荷低減への取組が当然のこととして理解されつつあります。

こうした中、総務省では「公共施設等総合管理計画の策にあたっての指針の改訂について（平成30年2月27日）」の中で「ユニバーサルデザイン化の推進方針」の記載が義務化されました。また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。」としており、総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について（令和4年4月1日）」の中で、「脱炭素化の推進方針」の記載が義務化されています。

また、2015年9月の国連サミットにより採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への対応も求められています。

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と169のターゲットから構成されています。

国は、SDGs実施指針に基づき、SDGsアクションプランを策定しており、「SDGsアクションプラン2022」において、本計画と関連する重点項目として、持続可能なまちづくりを推進する「成長市場の創設、地域活性化、科学技術イノベーション」、地球温暖化対策を推進する「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」及び「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」等が挙げられます。

このことから、本町においてもユニバーサルデザイン化や環境負荷低減、SDGsへの取組を積極的に進める必要があります。

^{*1} バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第5章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

第1節 全体目標

(1) 数値目標について

1) 公共施設（建物施設）

第3章の公共施設（建物施設）の経費の見込みで示したように、長寿命化等の対策を実施した場合の更新等費用見込み額は、40年間で175.5億円、1年当たり4.4億円と、直近5年間の投資的経費（普通建設事業費）の年平均額4.3億円に非常に近い額となりました。

このことから、本町では数値的な目標値は設定せずに、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、長期的に必要な施設と将来的に不要となる施設を峻別し、将来的に不要となる施設については、除却や譲渡等を確実に進めるとともに、長期的に必要な施設については、施設運営の効率化や予防保全的維持管理に努めながら長寿命化等を図るなど、施設経費の縮減を進めます。

2) インフラ施設

道路や橋りょうなどのインフラ施設は、一般的に施設量の縮減や廃止が困難であるため、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき計画的な修繕・改修等を進めることで、施設の安全性を維持しながら、維持管理経費の縮減・効率化を図ります。

(2) 選択と集中により町民の福祉と利便性の維持・向上をめざす

公共施設の多くは、災害時の避難所としての役割や地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や効率的な管理運営という観点から、廃止・統廃合を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。多目的な活用や場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、既存施設の多面的・複合的な役割の発揮に努めることで、町民の福祉と利便性の維持・向上をめざします。

一方、提供サービスの重要度が低い施設であって、利用率が低く今後とも利用が見込めない施設や、施設規模・配置の適正化の観点から過剰となっている施設、機能の重複がある施設については、除却を徹底することで維持補修費の縮減を図ります。

(3) 長寿命化による更新費用の縮減

本町では、現有公共施設の49.5%の面積が建築後40年以上経過した建物であり、老朽化が進行していることから、今後、改修や更新需要の増加に伴い、多額

の費用が必要となります。

財源に限りがある中で、長期的な視点を持って新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進するとともに、公共施設等の長寿命化を図ることで、更新費用の縮減をめざしていきます。

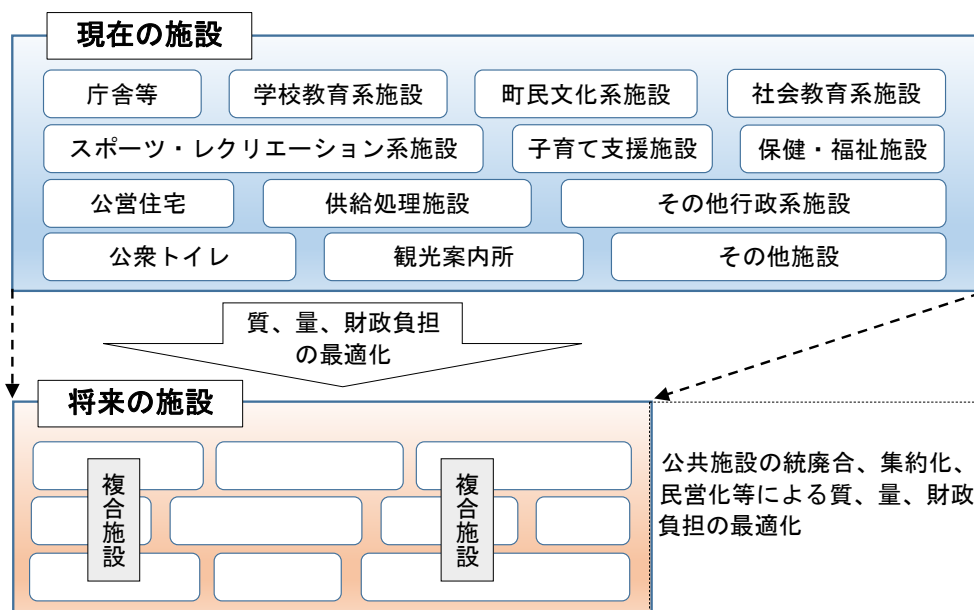
(4) 人口減少に応じた施設整備

本町の人口は、令和2年を基準とすると、15年後の令和17年には人口が18.4%減少することが見込まれています。

現在の本町の公共施設の総延床面積である4.2万㎡を、本町の令和2年10月1日現在での国勢調査人口である6,874人で除した、人口1人当たり面積は6.1㎡となっています。仮に、公共施設を現状のまま維持したとすると、この1人当たり面積は令和17年度には7.4㎡まで上昇することになります。1人当たり面積については、全国平均が3.22㎡、人口1万人未満の自治体の平均が10.61㎡（総務省「公共施設及び土木系公共施設の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」）となっており、全国平均より高いものの、同規模の自治体に比べ低い値となっています。自治体の人口規模が小さいほど、1人当たり延床面積は大きくなる傾向がありますが、先にみたとおり公共施設の更新費用は現在の整備費とほぼ同額となるものの、「第4章 現状や課題に対する認識」で示したように、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが見込まれ、現状と同じ規模の公共施設を維持していくことは困難であることが予想されます。

このため、公共施設の総延床面積については、町民の利便性の維持・向上について検討した上で、統廃合や集約化、民営化等により現状から縮減することで、将来の公共施設における更新費用の抑制を図ります。

“公共施設（建物施設）保有最適化”のイメージ（例）



第2節 維持管理の実施方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の10の実施方針を掲げます。

(1) 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法令に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

公共施設（建物施設）については、法令に基づく定期点検の確実な実施とともに、施設管理者等の目視等による日常点検を行い、不具合や劣化の早期発見に努めます。

インフラ施設については、法令や国土交通省から示される定期点検要領（技術的助言）等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。特に、トンネル、橋りょうについては、道路法施行規則及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）により、5年に1回の頻度で点検することを義務付けられました。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であることから、経費の集中を回避するため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP^{※1}、PFI^{※2}などによる方法や設備の更新にあたっては、省エネルギー化（ESCO）事業^{※3}による方法など、民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

※2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

※3 省エネルギー化（ESCO：エナジー・サービス・カンパニー）事業とは、省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分でまかなう事業。

(3) 安全の確保

多くの人を利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に陥没や損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じます。

(4) 長寿命化・予防保全型維持管理の推進

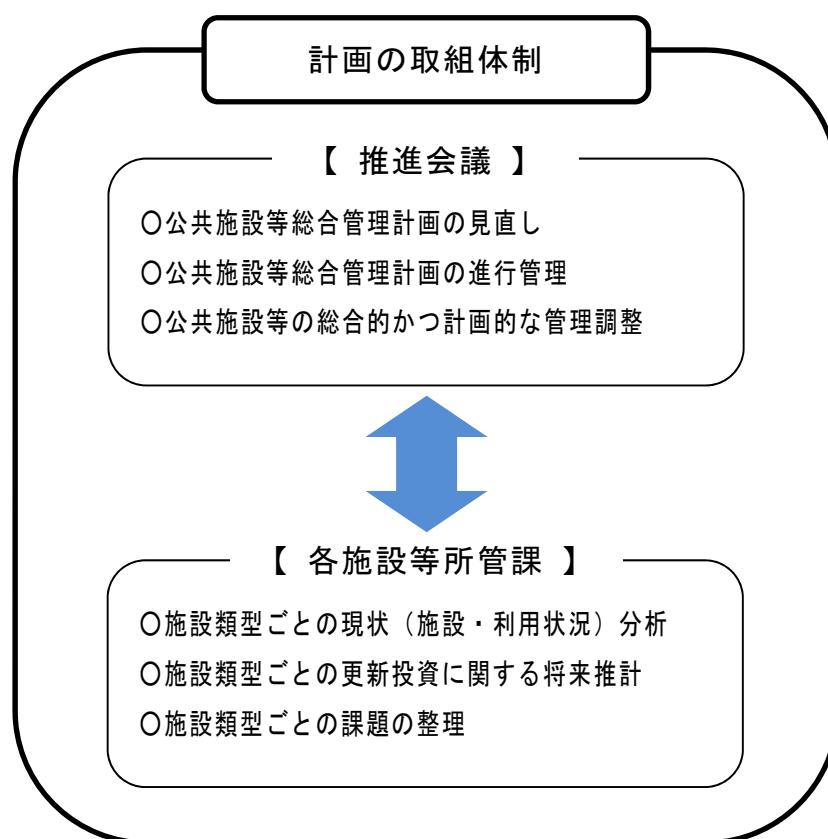
損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。その際、企画・基本設計・実施設計並びに運用管理など各段階の概算額での比較検討など、建築物の長期にわたる総合的な経済性についてライフサイクルコスト評価法の活用など各種手法等により調査検討していきます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

(5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進及び情報管理・共有に向けては、「御宿町公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、全庁的な取組体制の構築を図っていきます。

推進会議は、各施設等所管課と連携しながら、本計画に関する情報提供を行うとともに、資料収集、意見聴取を実施することで推進を図っていきます。



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設は、子供や妊婦、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者が想定されることから、公共施設の改修や更新を行う際には、利用者のニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に配慮した取組を進めます。

(7) 脱炭素化の推進方針

2050年カーボンニュートラル^{※2}の実現に向け、脱炭素化の取組として、省エネルギーに配慮した空調設備や照明設備等の導入、断熱性の高い建物への改修、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入等を推進します。

※2 カarbonニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることであり、政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

(8) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計制度により整備される固定資産台帳は、すべての固定資産を網羅しており、固定資産台帳を活用することで、地方公会計制度の財務書類とも整合性が図られることにより、庁内の統一的な情報に基づく公共施設マネジメントを進めていくことが可能となります。

今後は、固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計や有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討、施設コストの比較分析など、固定資産台帳等の統一的な基準による地方公会計を活用した計画の見直し等を行っていきます。

(9) 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物・敷地については、他用途への転用や施設の更新用地として有効活用を図ります。また、有効活用の見込みがない建物・敷地については、売却や民間への貸し付けにより歳入の確保に努めます。

(10) 広域連携

本町では、南房総広域水道企業団や夷隅郡市広域市町村圏事務組合等により、水道用水供給事業や消防事務等について広域連携に取り組んでいます。

今後ともごみ処理の広域化など、近隣自治体等との広域連携を進めていき、施設総量の適正化や維持管理コストの低減、行政サービス水準の維持・向上に努めます。

第6章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や町民ニーズなどに基づき、本計画の各公共施設等の施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり定めます。

第1節 公共施設（建物施設）

（1）庁舎等

役場庁舎は、これまで事後保全的に修繕を行ってきましたが、建築後 28 年が経過し、建物や設備の不具合が顕在化しつつあります。

役場庁舎は、防災上重要な公共施設であることから、予防保全的維持管理に努めるとともに、建物の長寿命化を図るための改修等の実施時期について検討します。

（2）学校教育系施設

本町の年少人口は、4 ページに示したとおり、計画期間内の令和 17 年度までは微増で推移するものの、令和 42 年には減少していくと予測されています。一方で、小学校や中学校は、子どもたちの学びの場としての役割のみならず、地域活動が実際に行われている場であるとともに、地域コミュニティを統合する象徴的存在としての役割も果たしています。

そのため、小中学校においては、年少人口の推移や社会情勢の在り方を踏まえ、統廃合や複合化等について検討し、学校規模の適正化を図ります。

学校校舎については、耐震補強工事は完了しておりますが、御宿小学校については校舎で築 54 年、屋内運動場では 51 年が経過し、屋根や外壁などに著しい劣化がみられるなど老朽化が進行していることから、令和 8 年度までに更新を予定しています。

御宿中学校については比較的新しい施設のため、予防保全的維持管理に努め、建物の長寿命化を図ります。

（3）町民文化系施設

月の沙漠記念館は、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地しており、また、建築後 31 年が経過し屋根や外壁などで広範囲に劣化がみられるとともに、バリアフリー化への対応が不十分となっています。このため、大規模改修を検討するとともに、自然災害リスクを踏まえた上で、予防保全的維持管理に努め、建物の長寿命化を図ります。

実谷区民館は、建築後 48 年が経っており、老朽化が著しくまた耐震診断も未実施であることなど長寿命化が難しいことから、今後、地域の意向を聞きながら移譲や除却について検討します。

(4) 社会教育系施設

御宿町公民館は、建築後 44 年が経過し建物の老朽化が激しく、これまでも機械設備の更新や屋上からの雨漏りに対する修繕、バルコニーの手摺の改修などを実施してきましたが、未修繕の箇所も残っています。また、バリアフリー化への対応が不十分であるとともに、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地していることから、自然災害リスクを踏まえた上で、更新や長寿命化のための改修等の実施について検討し、施設の基本的な安全と機能の維持・向上に努めます。

歴史民俗資料館は建築後 46 年が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模改修は行わず、保存資料について他の公共施設への移動と併せ、建物の除却について検討を進めます。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

町営プール（御宿町営ウォーターパーク）は、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地し、プールを維持するための機械設備の老朽化が顕著であり、バリアフリー化もされていません。そのため、自然災害リスクを踏まえた上で、不具合や老朽化、バリアフリー化への対応を図るとともに、予防保全的維持管理に努めながら、より一層の有効活用を図るため、民間委託の検討や現在の利用期間（夏季期間）外の利用を検討していきます。

B & G 海洋センターの屋内プールは、構造躯体である鉄骨柱の根元が発錆しているなど老朽化が著しく、また、バリアフリー化への対応が不十分なことから、適切かつ効果的な修繕や必要な機能の整備を行い、施設の基本的な安全と機能の維持に努めます。なお、長寿命化については、構造躯体の健全性を把握した上で判断します。

B & G 海洋センターの体育館は、災害時の避難場所等に指定されているものの、バリアフリー化への対応が不十分であり、また、老朽化が著しく、特に雨漏り対策として天井の改修が急務となっています。今後は適切かつ効果的な修繕や必要な機能の整備を行い、施設の基本的な安全と機能の維持・向上に努めます。なお、長寿命化については、構造躯体の健全性を把握した上で判断します。

町営弓道場は、必要な修繕を行いながら活用しますが、使用が困難となった場合は除却を検討します。また、現在倉庫として使用している町営グラウンド（管理事務所）についても更新時期を迎えており、除却を含めて施設の在り方を検討します。

御宿台公園テニスコートは、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っています。一方、老朽化については一定の対策は完了しているものの、バリアフリーへの対応が不十分なことなど、さらなる対策が必要な箇所も残っています。今後は必要な機能の整備を行うとともに、不具合への対応や計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持・向上を図ります。

御宿台パークゴルフガーデンも御宿台公園テニス場と同様に、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っています。一方、老朽化が著しく、またバリアフリーへの対応が不十分なことから、不具合への対応や必要な機能の整備を行い、計画的な修繕に努めるなど、施設の基本的な安全と機能の維持・向上を図ります。

須賀多目的広場（管理事務所）は、建物全体が劣化しており、また、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地しています。そのため、自然災害リスクを踏まえた上で、大規模改修の実施について検討し、施設の基本的な安全と機能の維持・向上に努めます。

（6）子育て支援施設

御宿町児童館は、建築後 47 年が経過し、外壁に広範囲でクラックがみられるなど老朽化が進行しており、また、災害時の避難場所等に指定されているものの、バリアフリー化されていません。そのため、更新も含め施設の在り方を検討します。

おんじゅく認定こども園は、平成 28 年度に整備された比較的新しい施設であることから、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持・向上を図ります。

（7）保健・福祉施設

保健センター（本庁舎の一部）は、本庁舎と同様に、予防保全的維持管理に努めるとともに、建物の長寿命化を図るための改修等の実施時期について検討します。

地域福祉センターは、地域福祉活動の拠点となっており、また、災害時の避難場所等に指定されています。建築後 30 年が経過し外壁や内壁に大きなひび割れがみられるものの、躯体劣化の要因となる雨漏りは限定的であるため、不具合への対応や避難場所等としての必要な機能の整備を図り、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持・向上を図ります。

（8）公営住宅

矢田団地、富士浦団地の 2 団地については、平成 25 年度に策定した「御宿町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建物の長寿命化を図っていきます。

（9）供給処理施設

塵芥処理場は、建築後 37 年が経過し建物全体で老朽化が進んでいますが、周辺自治体によるごみ処理の広域化は未定のため、今後も不具合設備の修繕や改修等を実施し適正能力の維持に努め、現施設の延命化を図ります。

堺川排水処理施設は、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地することから、当面は現状維持に努めるとともに、災害リスクや施設の必要性を精査し、施設の在り方を検討します。

(10) その他行政系施設

御宿町コミュニティ消防センターは、自然災害時における災害対策本部の予備施設としての役割を担っているものの、災害対策本部となる庁舎に近接していること、規模が小さいこと、また、自然災害リスクがあることから、施設・機能の在り方を検討します。

消防団詰所については、「御宿町消防団活性化計画」に基づき、詰所の統廃合を実施してきました。今後は、統廃合により旧施設となる旧第1分団詰所(久保)、旧第2分団詰所(六軒町)、旧8分団詰所(実谷)の3施設について解体する予定です。また、老朽化している第4分団詰所及び第7分団詰所は、今後の診断等により大規模修繕の実施もしくは更新していきます。

その他の消防団詰所については、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持を図ります。

防災無線屋外局舎は、計画的な修繕に努め、施設機能の維持を図ります。

(11) 公衆トイレ

町営グラウンド公衆トイレ及びメキシコ記念公園公衆トイレは、比較的新しい建物であるため、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持を図ります。

月の沙漠公園公衆トイレ、岩和田公衆トイレ及び浜観光案内所公衆トイレは、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地しており、また、建築後22～24年が経過し、建物や設備の劣化が顕在化してきました。そのため、自然災害リスクを踏まえた上で、大規模改修を実施するとともに、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持を図ります。

中央海岸公衆トイレは除却し、月の沙漠公園周辺の総合的な公衆トイレの提供に向け、適正配置と機能向上を検討します。

(12) 観光案内所

岩和田観光案内所及び御宿駅前観光案内所は、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地していることから、自然災害リスクを踏まえた上で、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持を図ります。

(13) その他施設

旧御宿高校の建物については、現在、特別教室棟を学校法人に貸与していますが、普通教室棟を含め施設全体の老朽化が進んでおり、大規模改修や更新など、多額の費用が見込まれます。そのため、学校法人等への売却等も考慮しながら、教育・文化を中心とした地域にとっての有益的な活用について検討を進めます。

旧岩和田小学校体育館は、必要な修繕を行いながら活用しますが、使用が困難となった場合は除却を検討します。同じく特別教室は、現在未使用の状態となっています。使用するためには合併処理浄化槽の設置や耐震化などが必要となって

いるため、町民ニーズ、使用目的、使用コスト等を勘案した中で、大規模改修は行わず、除却する方向で検討します。

火葬場は、老朽化により現在は稼動していないため、除却対象とし、解体する予定です。

旧御宿保育所は、用途を廃止し現在は使用していません。建物は建築後 51 年が経過し建物全体の劣化が顕著となっており、また、自然災害リスクが高い津波浸水区域内に立地しています。そのため、学校や隣接する道路など本施設周辺一体の将来的姿を踏まえた中で、除却を含め施設の在り方を検討します。

旧御宿町浜地区生活排水処理施設は、すでに用途を廃止し使用されていないことから除却を検討します。

ふれあいの家は、築 34 年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な修繕に努め、施設の基本的な安全と機能の維持を図るとともに、町民のコミュニティのため活用します。

第2節 インフラ施設

(1) 道路

道路については、維持管理と補修更新が重要であることから、路面の損傷状況などを踏まえ、計画的に維持管理と補修更新事業を実施していきます。

(2) 橋りょう

橋りょうについては、平成 29 年度に策定した「御宿町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕工事を実施していきます。

「御宿町橋梁長寿命化修繕計画」に含まれていない砂丘橋については、老朽化による損傷亀裂箇所が多く見受けられることから、劣化状況について詳細調査を実施し、調査結果に基づき対応策を検討します。

(3) 上水道

上水道については、「御宿町水道施設機能診断更新計画」を策定しており、管路、ダム、取水場、浄水場、配水場などについて、計画に基づき、計画的に修繕工事を実施するとともに、夷隅地域 4 市町における水道事業体の統合を推進していきます。

(4) 漁港

漁港については、平成 29 年度に策定した「御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画」に基づき、適切な維持管理や修繕に努め、施設の長寿命化を図ります。

(5) トンネル

トンネルについては、令和元年度に策定した「御宿町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持管理や修繕に努め、施設の長寿命化を図ります。

(6) 公園

公園については、遊具等の定期的な点検と効果的な修繕を行うとともに、樹木の適正管理に努めることで、施設の安全性の確保と機能の維持を図ります。

(7) 河川

河川については、パトロールにより適切な維持管理や修繕に努めることで、機能の維持を図ります。

(8) 海岸保全施設

海岸保全施設については、令和元年度に策定した「御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理や修繕に努め、施設の長寿命化を図ります。

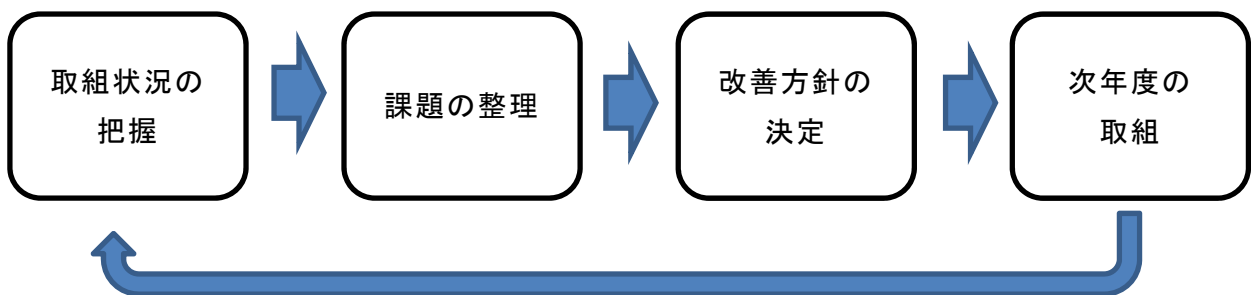
第7章 計画推進に向けた取組

第1節 フォローアップの推進方針

本計画のフォローアップについては、総務課が中心となり、各施設を所管する課に取組状況を照会し、結果を集約します。

この結果から課題の整理を行い、本計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、次年度の取組につなげていきます。

計画の進行管理の流れ



第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、町民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や各公共施設等の更新の方針等を情報提供していきます。

資料編

主要な公共施設^{*1}及びインフラの概要は以下のとおりです。

^{*1} 主要でない倉庫や50㎡以下の小さな付属施設は省略している。

1 施設類型ごとの主要な公共施設(建物施設) 一覧

① 庁舎等

庁舎の状況(令和4年3月31日現在)

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町役場本庁舎	H5年	5,898.00	鉄筋コンクリート造	総務課
役場公用車庫	H6年	292.22	鉄骨造	総務課

② 学校教育系施設

学校の状況(令和4年3月31日現在)

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿小学校	校舎	S42年	3,560.00	鉄筋コンクリート造	教育課
	屋内運動場	S45年	1,159.00	鉄筋コンクリート造	教育課
御宿中学校	校舎	H17年	4,791.00	鉄筋コンクリート造	教育課
	屋内運動場	H24年	1,767.00	鉄筋コンクリート造	教育課

③ 町民文化系施設

町民文化系施設の状況(令和4年3月31日現在)

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
月の沙漠記念館	H2年	777.45	鉄筋コンクリート造	産業観光課
実谷区民館	S48年	154.00	木造	企画財政課

④ 社会教育系施設

社会教育系施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町公民館	S52年	1,827.00	鉄筋コンクリート造	教育課
歴史民俗資料館	S50年	486.00	鉄筋コンクリート造	教育課

⑤ スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
B&G 海洋センター	体育館	S56年	1,102.30	鉄筋コンクリート造	教育課
	屋内プール	S56年	1,257.00	鉄骨造	教育課
町営弓道場	弓道場	S56年	68.00	木造	教育課
町営グラウンド	管理事務所	S55年	36.36	木造	教育課
御宿台公園テニス場	管理事務所・公衆トイレ	H4年 ^{※1} H30年 ^{※1}	128.46 ^{※1}	鉄筋コンクリート造 木造	教育課
御宿台パークゴルフガーデン	管理事務所	H9年	62.93	木造	教育課
町営プール (御宿町営ウォーターパーク)	管理棟・プールサイド	H6年	348.61 ^{※2}	木造、他	産業観光課
須賀多目的広場	管理棟	S62年	284.80	鉄筋コンクリート造	全町公園課

※1 H4年度建築：管理事務所 91.00㎡（鉄筋コンクリート）、公衆トイレ 28.00㎡（木造）

H30年度建築：多目的公衆トイレ 9.46㎡（木造）

※2 348.61㎡は管理棟（木造）の延床面積であり、プール等遊園施設部分（軽量鉄骨造）は4,974.25㎡

⑥ 子育て支援施設

子育て支援施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町児童館	S49年	327.09	木造	保健福祉課
おんじゅく認定こども園	H28年	1,329.17	木造	保健福祉課

⑦ 保健・福祉施設

保健・福祉施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町地域福祉センター	H3年	576.20	木造	保健福祉課

⑧ 公営住宅

公営住宅の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	棟数	戸数 (1棟当たり)	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
矢田団地	10	2	S52年	1,143.00	プレキャストコンクリート造	建設水道課
富士浦団地	5	2	H9年 H10年 H11年	405.75	木造	建設水道課

⑨ 供給処理施設

供給処理施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
塵芥処理場	焼却場	S59年	1,019.22	鉄筋コンクリート造	全町公園課
	車庫棟	S59年	112.72	鉄骨造	全町公園課
堺川排水処理施設	河川水浄化施設	S63年	600.00	鉄骨鉄筋コンクリート造	全町公園課

⑩ その他行政系施設

その他行政系施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町コミュニティ消防センター	H6年	139.00	鉄筋コンクリート造	総務課
旧第1分団詰所(久保)	S55年	101.16	鉄筋コンクリート造	総務課
第1分団詰所(高山田)	R3年	123.20	鉄筋コンクリート造	総務課
第2分団詰所(新町)	R元年	182.53	鉄筋コンクリート造	総務課
旧第2分団詰所(六軒町)	S54年	93.60	鉄筋コンクリート造	総務課
第4分団詰所	S61年	109.60	鉄筋コンクリート造	総務課
第7分団詰所	H6年	93.90	鉄筋コンクリート造	総務課
旧第8分団詰所(実谷)	S48年	93.60	鉄筋コンクリート造	総務課
第8分団詰所(上布施)	H12年	173.90	鉄筋コンクリート造	総務課
防災無線屋外局舎	H5年	11.42	鉄骨造	総務課

⑪ 公衆トイレ

公衆トイレに附属する施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
月の沙漠公園公衆トイレ	H9年	123.00	鉄筋コンクリート造	全町公園課
町営グラウンド公衆トイレ	H26年	15.30	鉄筋コンクリート造	教育課
メキシコ記念公園公衆トイレ	H21年	31.00	鉄筋コンクリート造	全町公園課
岩和田公衆トイレ	H11年	79.50	鉄筋コンクリート造	全町公園課
中央海岸公衆トイレ	S58年	32.00	鉄筋コンクリート造	全町公園課
浜観光案内所公衆トイレ	H10年	85.20	鉄筋コンクリート造	全町公園課

⑫ 観光案内所

観光案内所の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
御宿町駅前観光案内所	H22年	80.00	木造	産業観光課
岩和田観光案内所	S62年	69.00	鉄筋コンクリート造	産業観光課

⑬ その他施設

その他施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
旧岩和田小学校	体育館	S53年	717.00	鉄筋コンクリート造	教育課
	特別教室	S47年	705.00	鉄筋コンクリート造	企画財政課
旧御宿高校	普通教室棟	S46年	3,513.49	鉄筋コンクリート造	企画財政課
	特別教室棟	S47年	2,900.26	鉄筋コンクリート造	企画財政課
	家庭経営実践室	S58年	561.53	鉄筋コンクリート造	企画財政課
御宿町火葬場		S49年	99.00	木造	全町公園課
旧御宿保育所		S45年	897.84	鉄筋コンクリート造	保健福祉課
松原荘		S46年	184.46	木造	産業観光課
旧長谷川邸		S42年	66.17	木造	産業観光課
観光事業用住宅		S32年	34.71	木造	産業観光課
ふれあいの家		S63年	114.38	木造	保健福祉課
旧御宿町浜地区生活排水処理施設		H元年	48.95	鉄筋コンクリート造	全町公園課

2 インフラ施設

① 道路

本町の管理する町道の総延長は、一般道路部で 256,311.25m、自転車歩行者道で 18,921.00mとなっています。

道路の状況（令和4年4月1日現在）

道路種別	道路延長(m)	道路部面積(m ²)
1級(幹線)町道	15,402.40	134,490.31
2級(幹線)町道	8,798.50	60,467.11
その他の町道	232,110.35	683,893.45
一般道路部 計	256,311.25	878,850.87
自転車歩行者道	18,921.00	45,705.00
町道 計	275,232.25	924,555.87

② 橋りょう

本町の管理する橋りょうは 89 橋あり、路線別では、1級(幹線)町道に 19 橋、2級(幹線)町道に 9 橋、その他の町道には 61 橋となっています。

町保有の橋りょう（令和4年6月30日現在）

路線別	橋りょう数	構造 ^{*1}			
		PC橋	RC橋	鋼橋	BOX
1級(幹線)町道	19	8	4	1	6
2級(幹線)町道	9	2	1	2	4
その他の町道	61	8	34	4	15
橋りょう 計	89	18	39	7	25

^{*1}PC橋とは、あらかじめ応力を加えたコンクリート材（プレストレスト・コンクリート）を使用した橋。

RC橋とは、主要部材に鉄筋コンクリートを使用した橋。鋼橋とは、主要部材に鋼材を使用した橋。

BOXとは、ボックスカルバート（地中に埋設されるコンクリート製の箱型の構造物）のことであり、道路などの下を横切る排水路などに設けられる。

③ 上水道

本町の上水道は昭和 53 年の給水開始から 40 年近く経過しています。上水道の管路の総延長は 110,286m となっています。また、水道施設としては、浄水場、第 1～3 配水池などがあります。

上水道の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

計画給水人口	12,500 人	
現在給水人口	6,989 人	
実績年間給水量	901 千 m ³	
年間有収水量	824 千 m ³	
現在施設能力	7,590 m ³ /日	
実績一日最大給水量	3,569 m ³	
実績一人一日最大給水量	511 リットル	
管路延長	導水管	1,900m
	送水管	1,598m
	配水管	106,788m
	計	110,286m

浄水施設の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

施設名	建設年
御宿ダム	S53 年
取水場	S53 年
配水場	S53 年
御宿町浄水場	S53 年
第 1 配水池	S54 年
第 2 配水池	H4 年
第 3 配水池	H12 年

④ 漁港

本町の管理する漁港は、御宿漁港と岩和田漁港の 2 港あります。

漁港の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

漁港名	施設内訳
御宿漁港	防波堤、護岸、物揚場、船揚場、航路、泊地 消波ブロック、道路
岩和田漁港	防波堤、護岸、物揚場、船揚場、航路、泊地 消波ブロック、道路

⑤ トンネル

本町の管理するトンネルは7本あり、いずれも町民に日常的に利用されています。

トンネルの状況（令和4年3月31日現在）

トンネル名	路線名	和名(俗称)	完成年月	延長(m)
1号トンネル	201号線	西琳寺第一隧道	昭和40年3月	68.00
2号トンネル	201号線	西琳寺第二隧道	昭和44年3月	63.90
5号トンネル	201号線	船谷トンネル	昭和54年3月	77.10
6号トンネル	201号線	小納戸隧道	昭和48年	24.50
7号トンネル	1078号線	小浦トンネル(俗称)	昭和10年	73.00
8号トンネル	1096号線	大谷トンネル(俗称)	昭和37年3月	42.00
9号トンネル	2151号線	下倉トンネル(俗称)	昭和32年	64.40

⑥ 公園

本町の管理する公園は5箇所あります。

公園の状況（令和4年3月31日現在）

公園名	面積(m ²)
矢田団地公園	426.00
須賀多目的広場	9,222.00
六軒町児童公園	432.00
御宿台いこいの広場	3,211.16
御宿台中央公園	40,232.80

⑦ 河川

本町の管理する河川は8本あり、そのうち準用河川が3本、普通河川が5本となっています。

河川の状況（令和4年3月31日現在）

種別	河川名	延長(m)
準用河川	上落合川	6,300.00
	堺川	670.00
	裾無川	1,050.00
普通河川	久兵衛川	300.00
	上落合川	1,810.00
	清水川	3,800.00
	日照川	2,870.00
	浜谷川	1,060.00

⑧ 海岸保全施設

本町の管理する海岸保全施設は2箇所あります。

海岸保全施設の状況（令和4年3月31日現在）

施設名	延長(m)
海岸保全施設(岩和田海岸)	303.00
海岸保全施設(御宿海岸)	122.00

御宿町公共施設等総合管理計画

発行年月：平成 29 年 3 月（令和 4 年 月改訂）

編 集：御宿町総務課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

電 話：0470-68-2511(代)

ホームページ：http://www.town.onjuku.chiba.jp/